

第四部

労働組合と政治社会運動

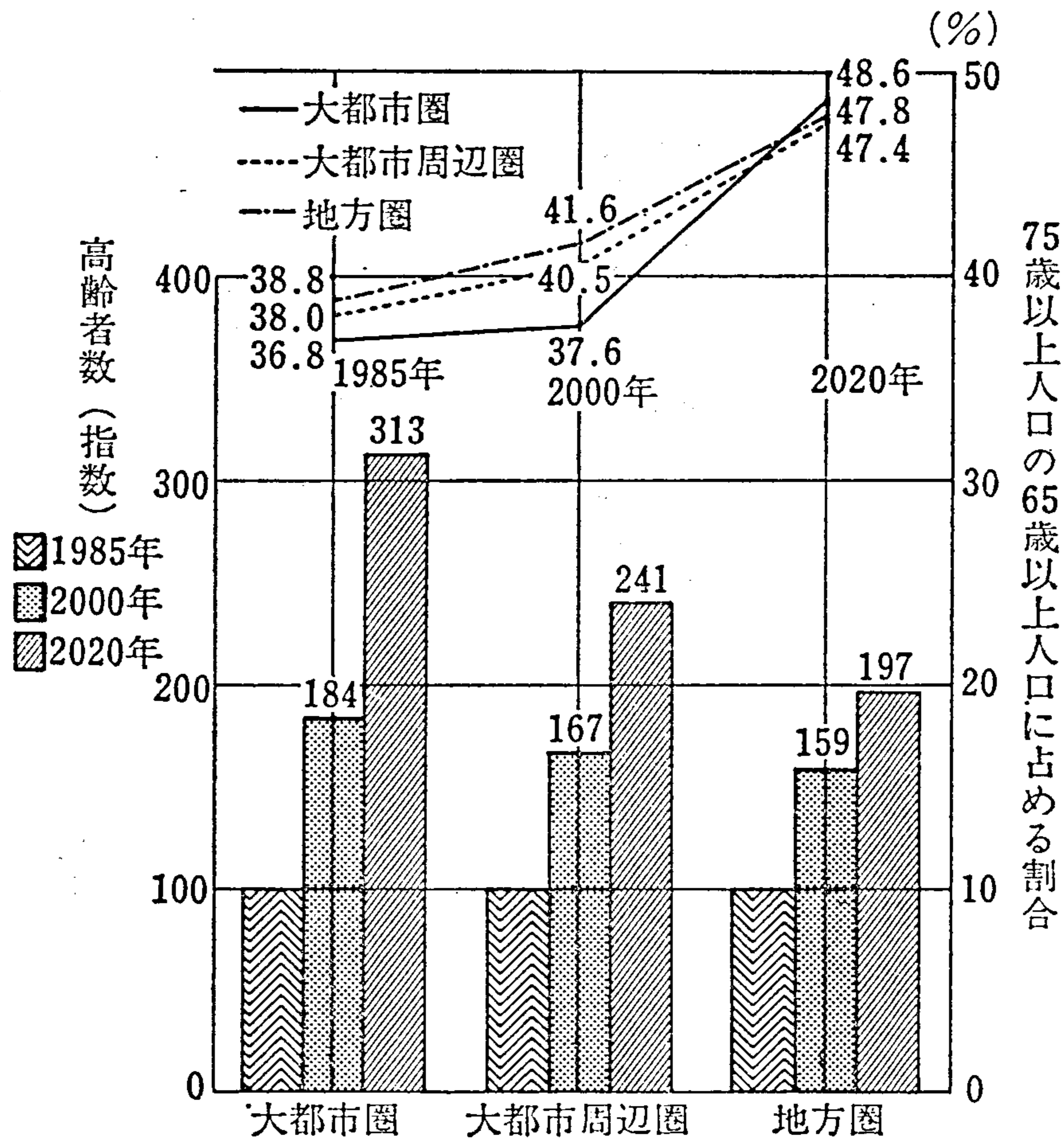
I 社会保障闘争

「世界人権宣言」40周年

国保改革に危機感つのもる

「高齢者憲章」など高齢者運動高揚

地域別高齢者数と後期高齢者の割合の推移



【出所】 経済企画庁『地域高齢者福祉システム研究会報告』(1988年4月11日)

概況

☆ 八八年の社会保障・社会福祉政策をめぐるたたかいは、前半は大型間接税導入反対、後半は消費税反対・リクルート疑惑糾明・予算要求実現などのたたかいと結合して展開された。

☆ 八八年は「世界人権宣言」四〇周年にあたり、一二月一〇日の社会的人権確立国民集会にむけ、各組合・団体独自のたたかいと各種の共同行動が数多く組織された。

☆ 医療関係については、八七年の老人保健法・国民健康保険法の改定について、八八年には安定化計画を中心課題とする国保の改定案が重ねて提出された。九〇年には医療保険の一元化が予定されているだけに、医療・福祉従事者や市民中心にとりくみがすすめられた。

☆ 八九年は公的年金の財政再計算期にあたり、年金改定がおこなわれる年であるが、その全容が明らかになったのは一月二十九日の年金審議会の意見書であったところから、たたかいは八九年にもちこされた。

☆ 医療費削減や消費税導入などのなかで、老後保障を求め高齢者運動が盛りに盛りをみせ、「高齢者憲章」が採択されたり、年金者組合結成の動きが出てきたりしたが、八八年の大きな特徴であった。

概況

Ⅰ 国保改定等をめぐるたたかひ

「国民健康保険法の一部を改正する法律」は、八八年二月九日、法案が国会に提出され、五月一八日、参議院で可決・成立。六月一日公布、施行となった。

この法律は、①高額医療市町村が国保事業の運営の安定化に関する計画を策定し、給付費の適正化等の措置をこうずる、②低所得者にたいする保険料軽減分について公費で補填する、③国と都道府県が助成することにより共同事業の強化・拡充をはかる、というものであった。

国保にたいする国庫補助率の大幅な引き下げが市町村国保の財政を悪化させ、保険料(税)の引き上げが滞納世帯をふやし、その結果、各地で保険証不交付問題を生じさせているという批判、国庫負担削減のために実施してきた最近の医療保険・医療制度の改悪は、とりわけ低所得層や、老人にきびしく犠牲と負担をしわ寄せしている、という不満が強い。

今回の国保改定の中心は、「平均医療費」をベースに、これを上回る市町村を「指定市町村」として、都道府県の監督・指導のもとに「安定化計画」を作成させることになっているが、その内容は、医療以外の要因で医療を抑制し、しかも行政がもっている権力にモ

ノをいわせ、きわめて強権的に実施しようとしていることから、社会保障としての国保・医療保障制度に大きな転機をもたらすものであるという危機感が、医療機関や被保険者に高まることになった。このことは、反対闘争に立ち上がった共闘組織にあらわれている。その主要な構成メンバーは、以下のとおりである。

日本生活協同組合連合会医療部会、全日本民主医療機関連合会、日本医療労働組合連合会、全国保険医療連合会、新日本医師協会、日本患者同盟、障害者の生活と権利を守る会全国連絡協議会、全国生活と健康を守る会連合会、全国商工団体連合会、全日本医学生自治会連合、全国老後保障地域団体連合会、新日本婦人の会。

法案は二月に国会に提出され、四月一五日に衆議院で可決、ついで五月一八日、参議院で可決・成立したが、その間、「国民のいのちを削る国保法改悪反対」などの各種の抗議・要請の大衆行動が間断なく組織され、短期間に一〇〇万人の請願署名が集められた。なお、衆参両院で自民・民社が法案に賛成、付帯決議は自民・社会・公明・民社が採択した。

国保法改定とともに医療制度に関して大きな問題となったのは、八五年の「医療法」改定と八七年六月に厚生省医療総合対策本部が発表した「中間報告」を受けて、すべての都道府県が八八年度中に「地域医療計画」を策定する問題である。これは、全国で一五〇万床ある病院のベッド数を一〇〇万床程度に大幅に削減することを軸にして、医療供給制度を縮小・再編する政策への対応であるが、厚生省がガイドラインを示し、上から推進する「計画」と、地域住民や医療機関の要求との間に各地で矛盾が生じている。上からの「計画」は、全国で四〇〇程度といわれる「医療圏」ごとに、必要病院

ベッド数を算出することが主眼になっているのにたいし、地域住民は保健・医療・福祉の総合化された包括的保健医療体制を切実に求めているからである。また、「地域医療計画」は、住民本位、民主性、住民参加、審議の公開性、地方自治の原則によって策定されることを願っているからである。たとえば、「東京の保健・医療を考える会」の運動や、入院ベッドの不足している三多摩地区で立川相互病院の増床による医療内容の充実を要求する地域の住民運動などが、各地で展開されている。

八八年の医療保険・医療制度をめぐるたたかいは、臨調・行革以降進められてきた医療保険・医療制度の改定をふまえ、八七年六月の「中間報告」、八八年一〇月に厚生省・労働省が連名で発表した「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」や、総務庁・大蔵省が連名で発表した「行政改革の推進について」にもとづき、九〇年度に予定されている医療保険の「一元化」を展望して討議され、とりくまれている。

2 年金改定についてのとりくみ

厚生年金基金制度の改定に関する「厚生年金保険法の一部を改正する法律案」は、八八年三月二五日に国会に提出され、四月二八日

に衆議院で可決、五月一八日に参議院で可決・成立した。改定の内容は、年金給付の充実に関する事項として①年金給付の努力目標水準（老齢厚生年金に相当する額に二・七を乗じてえた額に相当する水準に達するよう努める）、②中途脱退者に係る年金給付の通算制度の改善、③解散基金加入員に係る年金給付の通算制度の創設、④年金給付の確保事業、また厚生年金基金の普及に関する事項として、①業務の共同処理、②年金数理などが盛り込まれている。

改正案にたいし、日経連はおおむね評価できるといふ意見であり、労働組合代表の「連合」は、基金積立金の自家運用についての要求は外されたが、その他はおおむね評価できるといふ意見であった。とくに改悪になる問題点はないということから、原案どおり全会一致で可決成立し、五月二四日公布、一部を除いて九月一日から施行された。

八九年の年金の財政再計算期をひかえ、厚生大臣の諮問機関である年金審議会は、八七年九月から審議を重ねてきたが、八八年八月に改正の検討項目を八点にしぼり、十一月に意見書を厚生大臣に提出することにした。この間、鉄道共済年金問題懇談会は一〇月七日、制度の財政立直しについて意見書を政府に提出、これを受けて政府は大蔵省・厚生省・運輸省の三省を中心に対策の協議に入ったが、鉄道共済年金のみならず、日本たばこ産業共済年金も単年度収支では赤字に転落、財政支援を必要とすることが明らかになった。鉄道共済年金問題懇談会の報告について、連合、総評はただちに共済年金への厚生年金援用は「容認できない」と反対の見解を発表した。

一一月二九日、年金審議会がまとめ、厚生大臣に提出した「国民

年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書」は、①保険料を段階的に引き上げる、②厚生年金の支給開始年齢を経過措置を設けて六五歳に引き上げる、③被用者年金の一元化について、「同一給付・同一保険料率による新たな単一の被用者年金制度」を創設する、④国民年金の基礎年金に上乘せする二階部分として地域型国民年金基金・職能型国民年金基金を創設する、⑤二〇歳以上の学生に国民年金を強制適用する、などが大きな柱になっている。支給開始年齢の六五歳への引き上げに反対する労働者側委員の意見は、「六〇歳定年制もまだ十分に定着していない現段階で結論を出すのは時期尚早であり、雇用環境の整備が先決であることから反対であるとの意見があった」といふ少数意見として併記されるにとどまっている。

この意見書を受けて政府は改正案要綱をまとめ、八八年度補正予算案、八九年度予算案を作成するとともに、関係各審議会に諮問することになるので、年金改定をめぐるたたかいは、八九年に引きつがれることになる。

3 世界人権宣言四〇周年の

たたかい

■ 危機感つよめる障全協

八八年は世界人権宣言四〇周年、国際障害者年一〇年後半期出発の年にあたることから、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

(障全協)は、六月の第二二回総会で、障害者の基本的人権を守ることを中心に、障害者・家族の切実な要求実現に全力を尽くし、そのことを通じて組織を大きくする三大運動(①「私の要求」運動、②「障全協緊急請願」と「消費税反対、くらしと福祉、地方自治を守る請願」の二つの署名運動、③組織拡大・強化、財政確立)を前年にひきつづき展開することを決定、対政府交渉を開始した。施設費用徴収制度の大改定、ホームヘルパー・ガイドヘルパー派遣制度の有料化など、障害者の自立への道をはばむ政策が進行するなかで、消費税導入によってさらに拍車がかけられるという危機感が強まっているからである。

一〇月二四日に中央児童福祉審議会精神薄弱児(者)対策部会は「精神薄弱者の居住の場の在り方について——グループホーム制度の創設への提言」を厚生大臣に意見具申した。さらに八九年早々には、福祉切り捨て政策の最終仕上げをはかる福祉三審議会の「意見」が発表されることになっている。このため、「世界人権宣言四〇周年、障害者は告発する」をテーマに一二月一日に開かれた障全協第二二回全国集會では、きびしい生活実態、人権侵害の実態を出しあい、今後の運動、とりわけ国際障害者年後半期に実現すべき課題について熱心な討議をおこなった。翌一二日には、全国福祉保育労組、全国生活と健康を守る会連合会、全国保育要求統一行動実行委員会など一三団体で構成する「くらしと福祉、地方自治を守る共同署名をすすめる会」の共同行動に参加し、厚生省、労働省、文部省、建設省、運輸省、NTTとの交渉や、車イスを先頭に街頭デモ行進をおこなった。

■ 全生連のたたかい

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)は、八八年六月に開いた第二七回全国大会を、世界人権宣言四〇周年にふさわしく、生存権運動の真価を発揮する全生連運動の目的と性格に照らして飛躍をとげる総括と方針を決める大会と位置づけた。

この大会では、要求別・制度別運動の強化について、①生存権保障の最後のトリデである生活保護をめぐっては、級地別差拡大や生活活用資産の処分に反対し、申請拒否・打ち切り「適正化」には、無条件申請の受け付けなど、四本柱の基本的な方針で対置した、②国民の半数近い人が加入している国保の第二次・第三次改悪反対と保険証の交付拒否問題では、保険料(税)の引き下げと減免や健康運動と結び、医療制度の改悪問題とあわせて全国的に大運動を展開してきた、③税の自己申告では、非課税所得の申告をふくめ、とくに各種減免の運動にとりくむ組織がふえつつある、④一連の「適正化」攻撃が教育費の各制度でも強まっているなかで、岡山や徳島での一〇〇〇名規模の教育集會をはじめ就学援助や奨学資金、高校授業料など、教育内容の運動でも特徴的などりくみが生まれた、と総括している。また、各組織では緊急通報システム、東京では老人アパート、障害者向け住宅の改善、秋田や能代では障害者用電話ファックス、茨城・取手では難病患者の無料タクシーや三年がかり見舞金の制度化、福岡南では視力障害者が中心となった写真愛好グループの活動等々、ユニークな活動も生まれていると報告している。

全生連機関誌『月刊・生活と健康』一〇月号は、「世界人権宣言にふさわしく」のスローガンのもとに展開してきた運動の報告とし

て、北海道、静岡、京都、青森、兵庫、栃木、秋田など各地のとりくみ状況を紹介している。また、一月九日にまとめた「生存権侵害の実態・実例集」は、低所得者の暮らしを全面的に破壊する消費税、国民健康保険をめぐる諸問題、生活保護をめぐる諸問題、教育その他の諸問題をケースごとに多数の実態を詳細に紹介している。

一月九日の総決起行動には七〇〇人が参加、各省交渉や議員などに要請をおこない、一〇日の一七団体共催・八団体協賛による国民集会「世界人権宣言四〇周年・国際人権デー」には、各地の実例をあげて人権侵害の実態を告発した。

■ 全日自労建設一般、失対事業存続問題でとりくみ強化

労働省は九〇年の制度検討で、失業対策事業、任意就労事業を全面的に廃止しようとしている。八五年の制度検討では六五歳の線引きがおこなわれ、任意就労事業の第一期の期限二年は八八年八月で切れることになっているが、七二歳でも生活のため働かざるをえない人もいることから、全日自労建設一般ではこれらの対策を中心に運動を展開した。

任意就労の期限切れの問題については、三分の二の自治体で、九月ないし一〇月からなんらかの形で就労できることになった。都道府県が補助金を出しているところ、中・高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）に仕事を出しているところ、シルバー人材センターを通じて就労できるようになったところ、自治体単独の高齢者就労事業や臨時・パートなどの形で就労させるところなど方法はさまざまだが、地域の条件に応じて対策が具体化されている。こうした状況をふまえ、全日自労建設一般では、一〇〇万人署名や地域の高齢者に

も働きかけた運動を通じ、事業団の活動を充実・拡大させるとともに、シルバー人材センターについてのとりくみのなかから、「生きがい」対策の枠をこえ、就労保障をふくめた対策に前進させる芽が出てきたと評価し、各地で「明るい高齢者の会」の組織づくりや運動がはじまったと報告している。今回のたたかいを総括して、八九年三月に迎える第二期の期限切れに備えることにしている。

また、九〇年の制度検討にむけて、①失業対策事業の存続改善をかちとり、少なくとも六五歳までの就労保障をひきつづいて実現させる、②任意就労事業を六五歳以上の就労対策として継続実施し、改善させる、③生活のため働かなければならない高齢者の就労対策を確立させる、④失業多発地域や過疎地域などの仕事のとほしい地域での公的就労事業を確立させることをめざして、今後のとりくみを強化することになっている。

なお、八八年一月一〇日の「世界人権宣言四〇周年、予算要求実現、社会的人権確立一二・一〇国民集会」には、東京・神奈川を中心に二〇〇人規模の動員をおこなった。

■ 福祉保育労組の共同闘争も前進

八六年から八七年にかけておこなわれた保育料値上げ、老人ホーム入所者本人負担、障害者施設費用徴収、団体委任事務と最低基準の改悪、老人保健施設の制度化、福祉士資格法の制定などにつき、八八年に入ってからのシルバー産業への融資拡大などによって、国民の負担は大幅に増加した。しかし、政府は国民の暮らしと福祉についての責任と負担を放棄し、これを福祉産業にゆだね、もっぱらその市場開放に努めている、というのが福祉保育労組の福

社・保育をめぐる情勢の受け止め方である。また、こうしたなかで、民間社会福祉事業は、政府による指導監督のしめつけや「合理化」の強要によって、良心的な経営に深刻な打撃を与えられ、さまざまな矛盾をもたせられていると分析している。

さらに地方行革がすすみ、自治体の助成が後退して、保育所・学童保育の民間委託・切り捨て、保育料の再値上げ、公私格差の是正を理由にした若年定年制の導入などが広がっている。また、福祉保育にたずさわる労働者は、低賃金やきびしい労働条件のもとで、母性の健康も守られていない。こうしたことが子どもたちや障害者、高齢者の処遇にもハネ返ってきており、福祉・保育の職場では、権利保障制度の解体と人権侵害が日々広がっていると深刻に受け止めている。福祉保育労組が、共同行動の推進力になり、世界人権宣言四〇周年のたたかいとりにくんでいる背景にはこうした点がある。

措置費・福祉制度の改善、福祉施設最低基準の法制化、福祉職場の労働条件改善をかちとるため、福祉四団体の共同闘争、「くらしと福祉・地方自治を守る第二次一〇〇〇万共同署名運動」にとりくむなかで、各地で共同の輪も広がり、自治体闘争も前進しており、それが組織の活性化・拡大にもつながっている。

医労連、自治体闘争で実績

日本医療労働組合連合会（医労連）は、前年来の「国立医療機関の統廃合・委譲阻止」のたたかいを継続するなかで、県段階の共同組織を二八県につくり、施設単位の「守る会」は六九施設で結成された。また、二〇団体からなる「国立医療を守る中央連絡会議」を発足させ、国民的規模の運動をめざして活動を開始している。

八八年春闘では、国保改悪反対の自治体請願・陳情を柱とする「国民医療を守る全国キャラバン行動」が四二県医労連（協）で展開された。地方議会への請願・陳情は、秋・春を通じて二〇八八議会におこなわれ、うち五五四議会で採択されている。

国保改悪・地域医療計画、「中間報告」とのたたかいでは、医団連（全日本医団連、日本患者同盟、保団連、日生協医療部会、新日本医師協会）の構成メンバーとして、職場や地域から医療を守る共同闘争で重要な役割をはたしている。「軍事費を削って暮らし・福祉・教育の充実を要求する国民大運動」をはじめ、生活と福祉を守る共同行動を発展させる活動には積極的に参加している。

4 高齢者運動と年金者組合

例年、健康で安心できる高齢期をつくる大行動実行委員会が主催する「九・一五高齢者大集会」は、八八年九月一五日、全国から五〇〇〇人が参加、川崎市体育館で開催された。集会は、高齢期保障の実現などを訴えるアピールを採択、統一要求二八項目を決定した。この集会は、今回で一八回になるが、労働戦線統一問題とからみ、八九年を最後に幕を閉じるのではないかとみられている。

前年の京都大会につづいて、全国高齢者大会中央実行委員会が主催する「第二回全国高齢者大会」は、九月一〜二日の両日、のべ五

四一五人が参加し、福島市で開催された。大会宣言、統一要求とともに、「高齢者憲章」が満場一致で採択された。この大会で決定した統一要求は、一月四日の「高齢者大会要求討論集会」でさらに討議のうえ、一五日の決起集会のあと、関係各省と交渉をおこなった。なお、第三回は埼玉県で開催することを決定している。

八八年の高齢者運動の特徴の一つは、年金者組合をつくる動きが出てきたことである。九月、イタリア年金受給者組合に二七名の視察団が派遣されて以来、活動がさらに活発になり、八九年三月の全国準備会の発足に向け、各地域で年金者組合や準備会が結成されている。イタリア労働総同盟の五〇〇万人のうち、その四割にあたる二〇〇万人は年金受給組合員であるといわれているが、これをモデルに、「第二の青春を年金者組合で」というスローガンで運動が広がりがつつある。

5 労災保険法の改定問題

八八年八月五日、労働省は「労働基準法研究会（労災補償関係）の中間的な研究内容について」という文書を発表した。関係各審議会の意見を聴いたうえ、法案作成にとりかかり、一二月からの通常国会に提出する動きがあった。

総評弁護士は、一〇月一二日、この研究会報告は、労働者の諸権

利をふみにじる重大な問題をふくんでいるとして、法案作成の作業を断念するよう労働大臣に意見書を提出した。これと前後して労働組合、弁護士、労働法学者、医師、医療従事者、労災・職業病に関係する諸団体等による研究会やシンポジウムが数多く開かれるようになった。労働基準法第八章の削除や休業補償給付の一年半での打ち切りをはじめ、各項目に反対の意見が強く、現在、労働省は法案作成の準備をさしひかえている状態である。

医療保険や医療制度の改定と民間活力の活用が問題になっているとき、そのモデルとされているアメリカに、中央社保協が医療調査団を派遣し、『重症・アメリカ医療の最前線』という報告書をまとめ発行した。各方面から大きな反響を呼んでいる。

水俣病やじん肺、アスベスト粉塵や各種の公害被害者のたたかいがねばり強く展開されている。勝訴の判決も出され、勇気づけられているのも最近の特徴の一つである。

【参考資料】①中央社保協「八八～八九年度中央社保協第三二回総会議案書」、②社会保険法規研究会『週刊社会保障』、③日本生活協同組合連合会医療部会『社保闘争ニュース』、『医療生協運動』、『虹のブックレット一九号』、④障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会『障全協新聞』、⑤全国生活と健康を守る会連合会『第二七回全国大会決定集』、『生活と健康を守る新聞』、『生活と健康』、『生存権侵害の実態・実例集』、『第二七期・全国理事会の決定』、⑥全日自労建設一般労組『第五二回定期大会決定集』、『じかたび』、⑦中高年雇用・福祉事業団『じぎょうだん』、⑧全国福祉保育労組『第三二回定期大会議案書』、『福祉のなかま』、⑨日本医療労働組合連合会『第三七回定期大会議案書』、⑩全国老後保障地域団体連絡会『高齢期とくらし』、『連絡会ニュース』、⑪神奈川県労災職業病センター『労基法・労災法改悪問題資料集』、⑫全国建設労働組合総連合『全建総連』。

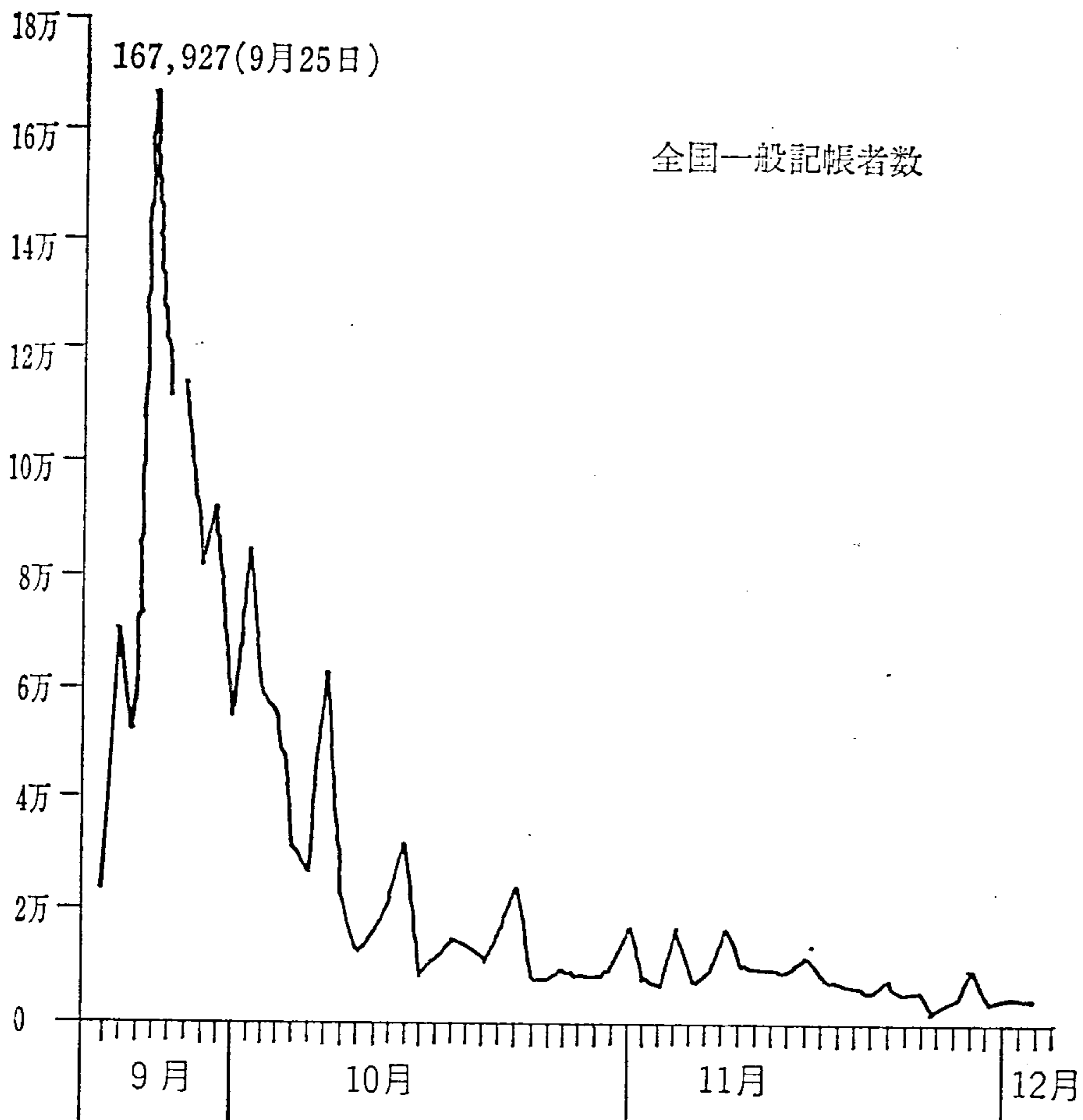
II 社会運動の動向

メーデー統一集会史上最高38都道府県

不発に終わった消費税反対闘争

天皇病気をめぐって多彩な論議

記帳者の推移（宮内庁発表）



概況

☆ 第五九回メーデーは、全国一二三〇カ所に三六〇万人が参加しておこなわれ、統一集会は前年より一一県ふえて三八都道府県と史上最高となった。しかし、メーデー実行委員会内では、メイン・スローガンをめぐって対立、労戦統一をめぐる対立図式がそのまま影を落としている。

☆ 政府・自民党は前年の売上税にひきつづき、消費税という形で大型の新聞接税の導入をはかった。政府・自民党のたくみな戦術もあって、業界団体の反対運動は押さえこまれ、野党の足並みも乱れた結果、消費税の導入を許すこととなった。

☆ 八八年の天皇の手術・入院以来、にわかにXデー論議が活発になった。この間、異常なほどの天皇報道と「自粛」ムードが列島全体をおおったが、天皇制や戦争責任、あるいはマスコミ報道のあり方などをめぐって、各種の社会運動団体をはじめ、広く草の根レベルでの議論や運動が展開された。

☆ 「広瀬隆現象」という言葉が生まれるほど、八八年の社会運動のなかで顕著な広がりが高揚をみせたのが、原発反対運動であった。原発問題への関心は、いまやお茶の間にまで広がっており、原発推進側は新たな対応を迫られることになった。

☆ 反核・原水禁運動は、一方では多様で豊富なものになっているが、他方ではますます分裂を深めている。六年ぶりに開催されたSSDⅢに、わが国は統一代表団を派遣することはできなかったが、他方、新たな反核運動としての非核自治体運動は、宣言都市の数で世界一となり、注目をあびている。

概況

Ⅰ 第五九回メーデー

■ 労戦統一をめぐる対立が新たな暗雲を落とす

第五九回メーデーは、八八年二月八日に実行委員会が発足して準備が進められた。常任実行委員会を担当したのは総評、連合、新産別、友愛会議、中連、東京地評、東京同盟、東京中連、新産別東京の九団体である。

八八年三月四日に開かれた第二回実行委員会ではメイン・スローガンから「団結」の字句が削除されたことにたいして、統一労組懇系の労働組合を中心として批判が出され紛糾した。結局「団結」を「連帯」に代えた原案が承認され、前年度は削られた「権利の拡大」の語句を復活させることになった。サブ・スローガンでは、前年度にひきつづき当面の焦点となった税制改革に関して不公平税制の是正・減税の早期実施、「国民合意をみない新型間接税」の導入反対が第一にかかげられた。この点についても統一労組懇系の組合は、新型間接税反対があいまいであるとして、その姿勢を明記するよう迫った。全体として、労働戦線統一をめぐる差し迫った対立状況が、メーデーの統一開催にも新たな暗雲をなげかける状況に立ちいたっているとの印象を深めた。

統一集会、史上最高の三八都道府県

第五九回メーデーの全国的な開催状況は、会場数一二二〇カ所、参加者三六〇万人であった。

統一集会は、新たに秋田、岩手、山形、宮城、茨城、山梨、岡山、島根、徳島、大分、熊本の一一県を加えて三八都道府県となり、史上最高を更新した。分裂開催となったのは、青森、静岡、京都、山口、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄の九府県である。

中央式典は、代々木公園を会場に三五万人が参加して開かれた。式典後は六コースに分かれてのデモ行進がおこなわれ、同時に国立競技場と明治公園を会場にスポーツ祭典「サン&グリーンフェスティバル」が開催され、一〇万人が参加した。

【第五九回メーデーのスローガンと宣言】

〔メイン・スローガン〕

働くものの連帯で、権利の拡大、雇用と生活の安定・向上をはかり、自由で平和な日本をつくろう。

〔サブ・スローガン〕

- 一 不公平税制の是正・減税の早期実施、国民合意をみない新型間接税の導入反対
- 二 完全雇用の実現・内需拡大で雇用確保、失業対策の強化、職業訓練制度の充実、中高年労働者・障害者の雇用拡大など総合雇用政策の確立
- 三 労働時間の短縮、週四〇時間労働、完全週休二日制の早期実現、「太陽と緑の週」の法制化・正月三が日の休業化実現、有給休暇の完全取得
- 四 労働者の心身の健康維持・向上と文化活動の積極推進
- 五 賃上げ要求の貫徹、実効ある最低賃金制の確立、人事院勧告・仲裁裁定の即時完全実施、中小企業労働者・パートタイマー・派遣労働者などの雇用の安定と格差是正
- 六 労働基本権確立、労働者の諸権利を擁護するILO条約の早期批准

七 男女平等の確立、母性保護制度の充実、育児休業法の制定

八 医療・年金改善、労働者・高齢者福祉対策の充実など、社会保障制度の拡充

九 国・自治体の責任による地価引き下げ、宅地・住宅の早期大量供給

一〇 公害絶滅、水と空気と緑の保全、環境保護、災害対策の強化

一一 国民のための行政改革・教育改革の推進

一二 憲法擁護、軍縮、核兵器の廃絶、非核三原則の厳守、防衛費の突出

反対、被爆者援護法の制定、北方領土四島早期返還

一三 国民の知る権利をうばい、言論・報道の自由をおかす「国家秘密法」の国会再上程に反対

一四 未組織労働者の組織化、労働界全体の統一

一五 国際労働組織との連帯、発展途上国との連帯、南アフリカの人種隔離政策反対、人権・労働組合権の回復

〔メーデー宣言（部分）〕

〔略〕いま日本は世界最大の債権国となったが、労働者の実質賃金は伸び悩み労働者の生活は改善されていない。四月一日実施の新労基法も労働者の要求からはほど遠く、社会保障制度も後退を強いられている。国家予算は防衛費のみが突出し続けているが、平和憲法を守り、生活と権利を高め平和を築いていかねばならない。

このような状況の中で労働者の団結は前進を遂げ、労働組合の共同闘争は年々拡大している。労働戦線統一は、着実に進んでおり労働界全体の統一は目前となった。

われわれは、労働者の生活を高めるうえで解決すべき数々の課題をかかえている。不公平税制の是制と大幅減税の実現、総合雇用政策の確立、全ての労働者の労働時間短縮をかちとるため、週四〇時間労働、完全週休二日制の獲得、「太陽と緑の週」の法制化、正月三が日休業の実現、有給休暇の完全取得の運動に最大の力を注がねばならない。〔略〕

竹下内閣は、国民の合意をみない新型間接税の導入をはかろうとするなど、その政治姿勢は目にあまるものがある。われわれは数におごれる自民党政治に終止符を打つ体制を整え、次の闘いに備えて労働者の力を結集していく。

さらに、防衛費の突出に反対し、核兵器の廃絶、全面軍縮の早期実現を求めると同時に、発展途上国との連帯、南アフリカの人種隔離政策反対など世界各地の人権弾圧にさらされている人々と連帯していくものである。
〔略〕

2 「消費税」導入反対闘争

■ 業界団体、分断さる

税制改革は、ここ数年来のわが国最大の政治課題の一つであり、それだけにその方向と内容をめぐって国会内はもちろん、広く国民的レベルにおいても議論と対決の焦点となってきた。一九八七年には、中曽根内閣のもとで売上税の導入に失敗した政府・自民党は、八八年には「消費税」という形で大型間接税の導入を具体化した。八八年六月末に、自民党税調の「税制抜本改革大綱」を土台にして発表された政府の消費税構想は、基本的には売上税の仕組みと大差あるものではなかったが、自民党のたくみな業界団体への工作としめつけによって、これらの業界における反対運動は売上税のときにくらべて静かなものにとどまった。

党税調は、四月から六月にかけて二次にわたって、のべ三三八の業界団体から意見聴取をおこない、売上税反対闘争以来の業界団体の不安感や不満のガス抜きをはかる一方、納税業者の枠をせばめた

り、所得の把握がしにくくなるような配慮をこらしたりするなどして、たくみに業界や中小零細業者の反対論を分断した。また、業界団体へのしめつけも強められた。売上税反対の急先鋒であった日本チェーンストア協会会長の清水信次氏は自民党からの圧力によって会長職を辞任し、後任には穏健派の高丘季昭・西友会長が就任した。八月二日には、中小企業庁が消費税に反対する中小業者を調査するよう全国に通達を発していたことが明らかになり、問題となった。

こうした自民党や政府のたくみな戦術もあって、大半の業界団体は非課税措置の優遇を求める条件闘争の立場に立った。流通、中小業者を中心に反対運動はあったが、全体としては売上税闘争の高揚からは程遠いものにとどまった。

■ 野党共闘、完全にくずれさる

一方、社会、公明、民社、社民連の野党四党は、八七年の通常国会では「売上税粉碎等闘争協議会（粉闘協）」を結成し、院外でも労働団体との共闘体制をとって売上税法案を廃案に追いこんだが、八年の臨時国会では共闘体制を組むことができず、一部修正をかちとっただけで消費税導入を許すことになった。公明、民社の両党は、党内にリクルート疑惑や汚職に関係した議員をかかえ、解散・総選挙をちらつかせる自民党の国会対策によって、社会党との国会運営上のあつれきが深まり、最終盤では「自・公・民」主導の国会運営で野党共闘は完全にくずれさった。

労働各団体は、労働戦線統一への思惑もあって、こうした野党間の足並みの乱れに有効な対処ができなかった。連合は、全体として

は消費税反対、不公平税制の是正という点では一致していたが、金
属労協グループのように直間比率の見直しに積極的な姿勢をとり独
自の議論を展開する動きもあった。

共産党は、社・公・民共闘がくずれた国会最終盤では、社会党と
組んで牛歩戦術で税制改革関連法案の成立に抵抗する局面も生じた
が、これを例外として一貫して孤立化のなかでたたかいをすすめざ
るをえなかった。しかし、社民連とともにリクルート疑惑と無関係
であることから、消費税についても解散・総選挙を要求して最も強
硬な立場にたっていた。また、院外でも大型間接税反対各界連絡会
(各界連) などとともに積極的な大衆行動を展開した。同会が主催し
た四月一七日と九月一八日の両集会は、消費税反対闘争のなかでは
最大の大衆集会であった。

3 天皇問題をめぐって

■ マスコミ関係労組、過熱報道を批判

八七年秋の天皇の入院・手術以来、天皇制や代替わりをめぐる議
論および運動が活発になったが、八八年九月一九日深夜に天皇が突
然大量出血し、容体が急変するにおよんでマスコミによる報道が過
熱化し、また「自粛」ムードが全国をおおった。

こうした動きのなかで、マスコミの対応や「自粛」の強要にたい
して、労働団体や各種の市民団体から強い批判がなされた。

マスコミ関係労組は、とくに天皇報道の過熱化とともに天皇賛美
や国民主権の原則にそぐわない報道内容についてきびしい批判を展
開した。九月二六日には民放労連が民放連にたいして、「国民に服
喪を強制するような放送体制を再検討し、主権在民の立場に立った
節度ある番組編成で対処してもらいたい」と申し入れた。新聞労連
は、翌二七日、「ひとつの局面に過度に集中した報道は民主主義を
守るといふ新聞の使命を放棄することになりかねない。多様な事実
を伝えてこそ新聞の使命がはたされる。国民、読者が求めているの
は、冷静、客観的な天皇報道をおこなうことだと自覚し、そのため
に全力を尽くすべきである」とする声明を発表し、新聞協会に申し
入れた。そのほか、マスコミ文化情報労組会議、出版労連なども同
様な声明を明らかにし、関係各社に申し入れをおこなった。

■ 天皇の戦争責任追及も活発化

天皇の戦争責任を追及する動きも活発化したが、とくに地方議会
では「天皇に戦争責任あり」とする共産党議員が問責される事態が
続発した。『朝日新聞』の調べでは、都道府県議会のレベルで「快
癒決議」をめぐって三二の議会で紛糾があったとしている。このな
かでとくに注目を浴びたのは、「天皇に戦争責任はあると思う」と
した本島等長崎市長の発言であった。自民党県連は発言の撤回を求
め、これに応じなかった同市長を県連顧問から解任した。また右翼
も連日、市庁舎や市長公宅などに押しかけ脅迫を加えるなどした。
一方、同市長の発言を支持する市民たちが『本島発言』と言論の

自由に関する市民の声明」を發表し、署名活動を開始したが、こうした動きは全国的にも広がった。

「本島発言」問題にもみられるように、天皇の重体・死去という事態を通じて、あらためて天皇制についての言論の自由が問題とされた。イギリスの大衆紙『サン』と『デイリー・スター』の報道にたいし、渡辺自民党政調会長が特派員の国外退去を要求する発言をしたことから、内外の強い抗議を浴びる一幕もあった。

また、地方自治体が「記帳所」を設置したことは違法だとして、住民監査請求をおこす動きも全国でみられた。

■ 新元号・代替わり儀式でも憲法論から批判

天皇の容体が悪化するにつれて、政府は新元号の選定作業を秘密裡に進めるとともに、「代替わり」儀式の準備に着手したが、これについても、各界からさまざまな意見が出された。

一〇月一二日、紀元節問題連絡会議は「新元号を制定する一世一元の制度は憲法の主権在民の原則と相容れない」とする声明を發表し、元号の廃止を訴えた。また、マスコミ文化情報労組会議は日本新聞協会にたいして「元号の選定手続きに参画すべきでない」と申し入れた。

「代替わり」儀式についても、一二月九日、全国憲法研究会（憲法学者七五人）が『「象徴天皇」の皇位継承に関しては憲法の基本原則によって厳格に規律されなければならない」とする見解を發表したほか、世界平和アピール七人委員会も一二月一四日、「憲法の原理にもとづいて関係諸行事をとりきめてほしい」との要望書を竹下首相に提出している。

このほか、マスコミ報道、「自粛」、弔意・服喪の強要、学校行事への指導・介入、戦争責任、元号制定、政教分離、「代替わり」儀式、天皇制それ自体などの諸問題について、さまざまな議論と運動がこの間展開された。

天皇問題をめぐる運動の詳細は、『大原社会問題研究所雑誌』八年七月号（第三六八号）所収の日記を参照されたい。

4 反原発運動の活発化——「広瀬隆現象」

八六年四月のチェルノブイリ原発事故以来わが国の原発反対運動は新しい高揚を示しているが、八八年には「広瀬隆現象」（『朝日新聞』、「原発現象」（『読売新聞』）という言葉が生まれるほどの広がりとなり盛り上がりを見せた。

警察庁の調べでも、八八年中に開かれた反原発の集会は前年度の四〇一回から約三・三倍の一三一八回、参加者は同四万五〇〇〇人から約三・七倍の一六万五〇〇〇人へと大幅にふえ、いずれも同庁が調査を初めて以来の最高を記録した。これにともない参加者と警備側の衝突も激増し、前年ゼロ人であった検挙者も二二件三六人となつている。

こうした運動の高揚に特徴的だったのは、これまで原発が運転あるいは計画されている地方が中心だった運動の現場が、都市部にも

広がったこと、運動の担い手も主婦ら一般市民層に広がり、都市部を中心に少人数の運動グループが、つぎつぎに誕生していること、集会や抗議要請行動の形態も、「人間の鎖」やダイ・インのほか、仮装行列、民謡・フォークソング、獅子舞などきわめて多様化していること、などである。

八八年に入ってからこうした反原発運動の急速な高揚が「広瀬隆現象」と呼ばれたのは、ノンフィクションライター広瀬隆の一連の著作が運動の理論的支柱を提供してきたからであった。同氏の『東京に原発を』『危険な話』はともにベストセラーになり、これに触発された形で原発関連書籍が大量に出版され部数を伸ばした。なかでも、福岡県の主婦が書いた『まだ、まにあうのなら——私の書きたいちばん長い小説』は二〇数万部も売れ、カセットブックにもなった。また、テレビ朝日系の深夜討論番組『朝までテレビ』では二度にわたって原発問題をとりあげ、話題となった。

運動が従来の枠を越え、原発への関心が一般家庭の茶の間まで浸透するような状況を前に、これまで原発政策を推進してきた政府や電力会社も新たな対応を迫られているといえよう。

〔主な原発反対運動の日記〕

- 2・9 愛媛県伊方町の四国電力伊方原発の出力調整試験に反対して、高松市で抗議集会。全国から主婦等もふくめて三〇〇〇人が集まり、四国電力、通産局に抗議。二九日には東京で四〇〇〇人が集会。
- 4・23 「原発とめよう！ 一万人行動」。全国の反原発グループ、社会党、総評、原水禁など二四三団体二万人が集まり、通産省交渉など。
- 7・20 北海道電力泊原発への核燃料搬入反対行動に二〇〇〇人（二二日）。
- 10・3 北海道電力泊原発の建設・運転中止を求めて反対派住民一二五二人が提訴。また、住民投票条例の直接請求署名一〇〇万人を突

破。

- 10・8 青森県六ヶ所村の核燃料基地建設に反対して市民団体など「核燃いらねえ！ 六ヶ所村一〇月行動」、六〇〇人（九日）。
- 10・17 北海道電力泊原発試運転強行に、市民団体など二〇〇〇人が北電本社前で抗議行動。
- 10・23 反原子力の日。東京での集会で「脱原発法制定」にむけて一〇〇万人署名運動が提起される。
- 10・30 「原発とめよう伊方集会」。全国から集まった三〇〇〇人が「人間の鎖」行動や三号機建設中止を求めるパレードなど。

5 反核・原水禁運動

第三回国連軍縮特別総会（SSDⅢ）、日本は分裂参加

第三回国連軍縮特別総会（SSDⅢ）は、八八年五月三一日から六月二六日まで、国連本部で開催された。八二年六月に開かれたSSDⅡにむけては日本国内の反核・平和団体は国内運動推進連絡会を結成して統一したとりくみをおこなったが、今回は国連事務局からの要望にもかかわらず、統一のためのとりくみはなされず分裂参加となった。こうした背景には、八四年以来の原水協と原水禁のきびしい対立状況の深化があり、それはまた共産党と社会党・総評との険しい対立を背景にしている。こうしたこともあって、SSDⅢへのとりくみは、全体としては前回のようないくも盛りに欠けたものとなった。

SSDⅢに参加した日本代表は総勢約一一〇〇人で、世界各国からの派遣団二五〇〇人の四割を越えるものであったが、その大半は三つの大型代表団で占められた。その代表団がおこなった主要な行動はつぎのとおり。

①「SSDⅢに核兵器のすみやかな廃絶を要請する日本連絡会（SSDⅢ日本連絡会）」（原水協、平和委員会、非核の政府を求める会など一〇三団体、一五二人の個人で結成）……「平和の波」運動を提起し、三月に福岡・星野村、長崎で採取した『原爆の火』をニューヨークに空輸し、『原爆の火』を先頭に六月一日には平和行進に参加した。また、「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名三〇〇〇万人分を伝達した。

②「第三回国連軍縮特別総会にむけて行動する会」（原水禁、総評、反核一〇〇〇人委員会、平和事務所などの団体と個人）……六月七日「非核政府の意見を聞く会」、一〇日「非核太平洋の集い」を開き、その後、アメリカ国内の核被害者の調査・激励などの行動をおこなった。

③「SSDⅢの成功にむけての市民準備会」（日本被団協、生協連、地婦連、日青協など市民一〇団体）。

このほかには、核禁会議、創価学会インターナショナル、新日本宗教団体連合会などが代表団を派遣した。

六月八、九の両日にわたって開かれた世界の平和団体から軍縮に関する意見を聞く全体委員会では、全体で一一九人の代表が意見を発表した。日本からは荒木武広島市長、本島等長崎市長、山崎尚美創価学会インターナショナル副会長、中林貞男生協連名誉会長、

伊東壮被団協代表委員、伊藤サカエ被団協代表委員、庭野日敬立正佼成会会長、広根徳太郎原水協代表理事、二階堂進衆院議員の八団体九人が発言した。

これら日本代表団はニューヨークでも統一した行動をとることができなかったが、六月一日にアメリカの平和団体「全米連合」が主催した、国連からセントラルパークにむけてのデモ行進にはこぞって参加した。この行進には全体で一〇万人が参加し、地元の『ニューヨーク・タイムズ』は、「一九八二年以来最大の軍縮集会」と報じた。

日本代表団はその数が多く、活動も活発だったこともあって、「各国代表部とも日本の平和団体の行動に感謝している」（明石康国連事務次長）との評価を受けた。

だがSSDⅢそのものは、非核地帯と平和ゾーン、南アとイスラエルの核能力、宇宙の軍縮、軍縮と開発などの問題で意見調整がつかず、はじめて最終文書をまとめられないまま閉会した。

SSDⅢ関連の国内諸活動

SSDⅢにむけての国内のおもなとりくみには、以下のようなものがあった。

「SSDⅢ日本連絡会」は、原水協、原水爆禁止世界大会実行委員会のおよびかけて八八年二月二三日、一〇三団体と一五二人の個人で発足した。同会では三月二四日から五月一三日まで、福岡・星野村と長崎市で採取した『原爆の火』の国内リレー行進をおこない、最終日の五月一三日には東京で終結集会を開催した。この『火』はひきつづき、ニューヨークに輸送された。

また、SSDⅢ期間中の六月九日から一二日まで、第二回目の「平和の波」行動がとりくまれた。この行動には、国内三二五八カ所で五八〇〇組織がとりくみ、約三〇万人が参加したほか、ニューヨークをはじめ世界四五カ国で同趣旨の行動がおこなわれた。

「SSDⅢにむけて行動する会」は、大石武一、新村猛の両氏によって呼びかけられ、二月二三日に発足したが、四月二日には具体的な行動の第一弾として「反核ライブ——今年こそ非核・軍縮・平和を！日本政府に私たちは求める」が開催された。集会には二〇〇人が参加し、武者小路公秀国連大学副学長が講演をおこなった。五月二九日には「核の海を生命の海へ——横須賀行動」が横須賀市臨海公園でおこなわれ、三〇〇〇人が参加した。

また、六・一一ニューヨーク平和行進に連帯して、六月一二日、東京・代々木公園を舞台に「東京Ⅱニューヨーク同時行動」がおこなわれた。これには約八〇の団体が展示や販売をおこない、舞台上はロックバンドによる演奏などもおこなわれ、二万人が参加した。

SSDⅢが終了した後を受けて、七月九日、「核兵器廃絶運動連帯」は、フォーラム「日本の核兵器廃絶運動の進路を問う」を開催した。この会合は、SSDⅢ後の日本の非政府組織(NGO)の運動の方向を話しあうもので、SSDⅢに参加した核禁会議、日本青年団協議会、原水禁、創価学会平和委員会、「行動する会」の五団体から国連報告がなされた。

■ 原水爆禁止八八年世界大会(原水協など)、一万六〇〇〇人参加

原水爆禁止一九八八年世界大会は、①国際会議(八月二～四日・広島)、②世界大会(八月五～七日・広島)、③長崎大会(八月九日)を中

心に各種の行事が開催された。

大会には一五国際・地域組織、二八カ国三七団体、八二人の海外代表をはじめ、一万六〇〇〇人が参加した。国際会議で採択された「広島宣言」では、「核兵器固執勢力が政府をにぎっている国々では、それと陰に陽にむすびつき反核・平和勢力の統一を妨害するものとたたかってこそ、運動を発展させることができる」とし、「この自主的な運動の発展に外部から介入することは、どんな動機をもつにせよ、正しくない」ことなどが強調されている。また、当面の具体的な行動としては、「核兵器完全禁止のための国際協定のすみやかな締結」「海のINFの完全廃止」「核艦船の入港拒否運動」の展開、「アピール」署名一〇億人早期達成、被爆者援護・連帯、核燃料サイクルにともなう核被害者との連帯などが提起された。

大会に先立って原水協は、ソ連平和委員会が原水禁の開く「世界大会」への代表派遣を決めたことにたいし、嚴重に抗議する声明を発表した(「声明」全文は「原水協通信」八八年八月六日付を参照)が、大会全体でもソ連のゴルバチョフ政権の外交政策を意識した「『新しい信頼』『対話の時代』という人民の運動を軽視する一部の潮流」への批判が強調されていた。

■ 被爆四三周年原水爆禁止世界大会(原水禁など)

被爆四三周年原水爆禁止世界大会は、①国際会議(八月二～二日・東京)、②広島大会(八月四～六日)、③世界大会(八月七～九日・長崎)を中心に各種の行事が催された。

国際会議には、日本代表のほかに二五カ国・地域、二国際組織の代表六二人が参加し、海の核軍縮、核実験の全面禁止、アジア・太

平洋地域の非核地帯化などの課題について議論がおこなわれた。また、反原発運動の世界的な盛り上がりを反映して原子力開発をどのように終息させていくかについての議論も活発であった。大会で採択されたアピールでは、「私たちは、核廃絶が可能であり、それを一日も早く実現するために、世界中の平和を愛するすべての人々が、わたしたちの未来と、子孫のために、あらゆる抑圧、差別、暴力のない公正な非核世界の実現をめざす行動の輪に多様な方法で参加されるよう心から強く訴える」とのべられている。また、具体的な行動としては、一〇月を反核月間として行動を集中・強化することなどが提案された。

その後開かれた広島大会には八〇〇〇人、世界大会・長崎には五〇〇〇人の参加者があった。

原水禁は八九年秋の総評の解散を前に組織の存続問題に当面しているが、九月二二日開かれた全国委員会は、①組織を改革して自立し、独自行動を強める、②そのため労組中心の現在の加盟組織だけに頼らず、新たな団体や個人の加盟を促進する、③市民運動との連携をさらに強めるとの運動方針を決定した。

市民団体などの反核集会、前年につづき共同集会を断念

八七年は独自の共同集会を見送った市民団体は、八八年も同様の理由から独自の共同集会の開催を断念した。市民団体のなかでは、日青協、生協連、被団協がいずれも広島市で独自の集会を開催した。また、前年をはじめて集会を開いた「反核医師・医学者の集い」も第二回集会を東京で開催した。

このほか、平和事務所などによる「草の根平和の集い」など、い

くつかの草の根グループによる反核集会がおこなわれた。また、核禁会議も広島市で独自に集会を開催した。

ひろがる非核自治体運動

非核自治体運動は、八八年もひきつづき拡大しつつある。

非核都市宣言自治体連絡協議会は八月五日、広島市で第五回総会と全国大会をおこなったが、全国から三二都道府県九五自治体二一〇人が参加した。

これまで『非核自治体通信』を発行してきた西田勝・法政大学教授らは、三月一日新たに非核自治体運動の通信網として「非核ネットワーク」を発足させた。それによると、七月二〇日現在、非核都市宣言をおこなった自治体は、一二府県一三〇三市区町村の計一三一五自治体にのぼっている。これは全自治体の三九%にあたり、前年同時期にくらべて約二〇%の増加である。世界的にも、宣言自治体数はトップになった。

また、五月には「非核ネットワーク」の主催で非核自治体学校が開催され、「宣言」からさらに「非核条例」や都市間交流による新たな運動の展開の必要性などについて、問題提起と討論がおこなわれた。

第一一回国連軍縮週間に原水禁など各地で集会

第一一回国連軍縮週間（一〇月二四～三〇日）中の二五日、社会党、総評、原水禁などが主催する「88国連軍縮週間——一〇・二五中央集会」が開かれた。東京・日比谷公園の会場には、軍事大国化反対、リクルート疑惑究明、「消費税」粉砕などのスローガンのもと

に、四五〇〇人が結集した。

また、地婦連も最終日の三〇日、軍縮週間を記念する集会を開いたほか、各地でさまざまな催しがおこなわれた。

■「反核一〇〇〇人委員会」の活動

「反核一〇〇〇人委員会」は、八八年三月六日東京・文京区民センターで「核の海を生命の海へ——北西太平洋反核国際シンポジウム」を開催、二〇〇人が参加した。

三月一二日には総会を開き、SSDⅢの成功にむけて当面一〇〇〇人委員会の独自活動をいっさい中止し、「行動する会」の活動に全力をあげて協力することを申し合わせた。

また、一〇月二二日には田尻宗昭氏を講師に招いて、学習講演会「ただしお事件の意味するもの」をおこない、その後総会を開催した。さらに、一二月八日フォーラム「戦争と平和についての日本の責任」をおこない、二〇〇人が参加した。

■「非核の政府を求める会」の活動

「非核の政府を求める会」は八八年六月二二日、第三回総会を開催した。総会には各地方の会や中央団体の代表一二〇人が参加し、六本木敏・前国労委員長などを常任世話人に選出した。

六月一〇日には講演会「竹下内閣の核兵器政策を切る——非核五項目の国民的合意を」を開き、一二月一日にも第二回シンポジウム「核軍拡の経済と非核の政府運動」を開催した。

同会は発足以来地方組織の確立を重点方針にとりくんできたが、八八年一二月現在で、四五都道府県に「地方の会」が結成されてい

る。このうち八八年中に結成された地方は以下のとおりである。

群馬、岩手、愛知、千葉、三重、岐阜、富山、熊本、佐賀、静岡、福井、大分、高知、滋賀、島根、鹿児島、山梨、石川、沖縄。

6 反基地・平和運動

■三宅島NLP基地反対運動、支援の輪も急拡大

東京・三宅島の米軍艦載機夜間発着訓練(NLP)用空港建設問題は、八八年に入って新たな展開をみせることになった。

二月におこなわれた村議会選挙では、定数一四名のところ反対派が一人を占めて現状を維持したが、初めて共産党公認を名のった新人候補がトップ当選をはたし、政府・自民党に衝撃を与えた。さらに十一月の村長選挙では、反対派のリーダーである寺沢晴男氏が無投票で再選された。

この間、防衛施設庁の気象観測用鉄柱の強行建設一周年にあたる九月一日には、第四回の全島大会が開かれ、村民一三〇〇人が参加し、土地共有運動の推進、ボーリング調査阻止体制の強化などが意志統一された。

島外の支援運動の輪もますます広がりがつつあり、三月には草の根の平和運動グループが主催する「三宅島アクションポルト'88」が、五〇〇人の支援ツアー団を送りこんだ。また、共産党系の「三宅島

会を開催、九月一八日にはいくつかの市民グループの参加もえて「横須賀を核トマホークの発射台にするな！ 全国集会」が開かれ、七二〇〇人が参加した。

原水協、平和委員会、中央実行委員会などは八月三十一日、緊急集会を開き、一〇〇〇人が参加、また一一隻の抗議船による海上デモを繰り広げた。

■ 沖縄で基地・軍事演習への抗議運動が激化

沖縄では八七年から八八年にかけて在日米軍の軍事演習がいつそ激しいものになり、それにともない米軍による事故被害が顕著に増大した。県道一〇四号への実弾飛来、NBC(核・生物・化学兵器)対応訓練、県民の貴重な水ガメ福地ダムでの水上訓練などが沖縄県民の激しい抗議をまきおこしている。

こうしたなかで、七月二〇日自民党を除く五政党(社大・社・共・公明・民社)、五労働団体(県労協・県同盟・沖教組・全沖労連・沖縄労協)と民主団体による「一連の軍事演習と基地強化に反対する県民総決起集会」が開催され、五〇〇〇人が参加した。また、この集会の決議をたずさえて二六日代表団が上京し、米大使館、外務省など関係各省庁に演習の即時中止をもとめる東京行動がおこなわれた。なお、こうした革新・中道の一日共闘が成立したのは復帰後初めてのことである。さらに六月から七月にかけて、沖縄県の五三市町村のうち四七市町村が一連の軍事演習に反対する決議をあげるなど、基地や軍事演習に反対する県民の世論が高まった。

〔沖縄における八八年のおもな基地・軍事演習反対運動関連日誌〕

6・21 米海兵隊が福地ダム湖上で訓練

- 6月下旬 那覇市、沖縄市、国頭村などで福地ダム湖上訓練中止要求決議あいつぐ。
- 6・30 嘉手納町議会、嘉手納基地での民間上空、夜間飛行中止などを求める決議。
- 7・2 具志川市議会キャンプ・コートニーでのNBC訓練中止を決議。
- 7・20 「一連の軍事演習と基地強化に反対する県民総決起集会」。五〇〇〇人。
- 7・23 米海兵隊員約三〇人が宜野座村の農道や草むらに空砲を乱射。
- 6月下旬〜7月 県内五三市町村中四七市町村で、一連の軍事演習に反対する決議があげられる。
- 8・3 読谷村村民大会。三〇〇〇人。「一切の軍事演習の中止とパラシユート降下訓練演習場の即時撤去」などを決議。
- 8・19 県市長会、県町村長会、県市議会議長会、県町村議会議長会の四団体が「米軍の無謀な演習、訓練中止に関する要請」を県、県議会、那覇防衛施設局におこなう。
- 9・21 米軍照明弾が落下し、金武町のキビ畑二五〇〇平方メートルが焼失。
- 9・28 米軍信号弾が観葉植物畑に落下。金武町議会全会一致で抗議決議。
- 10・6 名護市議会、「軽装甲車部隊のキャンプ・シユワープへの配備に反対する決議」。
- 10・13 県議会軍特委、「嘉手納基地での曲芸飛行やめよ」を決議。
- 10・15 キャンプ・ハンセン演習場からの銃弾で、近くの給油所、酒造所が被弾。
- 10・18 金武町議会、キャンプ・ハンセン演習場の撤去を求める決議。二日、県議会でも決議。
- 10・23 金武町民総決起大会。七〇〇人。
- 10・30 キャンプ・ハンセン演習場内で山火発生。着弾地から発火の疑い。
- 11・4 国頭村議会、米軍演習即時中止を求めて在沖米総領事などへ要請。

三・六えびのVLF通信基地建設反対集会、一万五〇〇〇人

防衛庁は宮崎県えびの市にVLF（超長波）通信基地を建設する計画を進めているが（『日本労働年鑑』第57集参照）、八八年三月六日、宮崎・熊本・鹿児島各県評などで組織する反VLF九州実行委員会は、建設予定現場に近い市内の河川敷で「VLF反対九州総決起集会」を開催した。集会には全国各地から一万五〇〇〇人が参加した。

七・二四厚木基地包囲大行動、二万八〇〇〇人の「人間の輪」

八八年七月二四日、総評、社会党、平和事務所などの草の根平和団体などで結成された実行委員会は、「厚木基地を人間の輪で包囲する大行動」をおこなった。この行動は、八七年の六・二一カデナ基地包囲大行動の成功を受けて計画されたもので、当日は二万八〇〇〇人が「人間の輪」をつくり、三度にわたって基地を包囲した。

八・七小松基地包囲大行動、初めて自衛隊基地を包囲

八八年八月七日、北信越地方の県評などの労働団体と市民団体で構成された実行委員会は、航空自衛隊小松基地を「人間の輪」で包囲する行動をおこなった。この行動には、一万二〇〇〇人が参加し、周囲一二キロメートルの基地を二度にわたって完全に包囲した。

「人間の輪」による基地包囲行動は、これまで米軍基地を対象にしたものであって、自衛隊基地を対象にしたものでは初めての試みであった。

労戦統一と平和運動組織の再編

八九年秋に総評が解散することが正式に決定されるにおよんで、従来総評と密接な関係にあった平和運動団体は、その組織や運動のあり方を再検討することを迫られている。

総評は、解散後もおもに平和運動のための「総評センター（仮称）」を創設する構想を発表し、具体的な検討に入っている。また、その一環として、すでに「反基地闘争全国連絡会議」（事務局は総評国民運動局）を発足させ、反基地・反安保・反自衛隊の運動を全国的に推進するための体制づくりに乗りだしている。

他方、反核・原水爆禁止運動の面では、数年前から広く市民団体や草の根の運動グループとの連携を強めることを企図し、「反核一〇〇〇人委員会」などの新たな組織の結成に力を注いできた。九月におこなわれた原水禁全国委員会では、労組中心の組織や運動からの脱却という方向が確認されたが、具体的な方針はなお定かではない。

また連合は、六月の中央執行委員会で、七月一五日から八月一五日までの一カ月を「平和運動月間」として既存の運動から独立した新たな平和運動を展開する、とした方針を確認したが、それが日本の平和運動の姿をどのように変えていくのかは今後の展開を待たねばならないだろう。

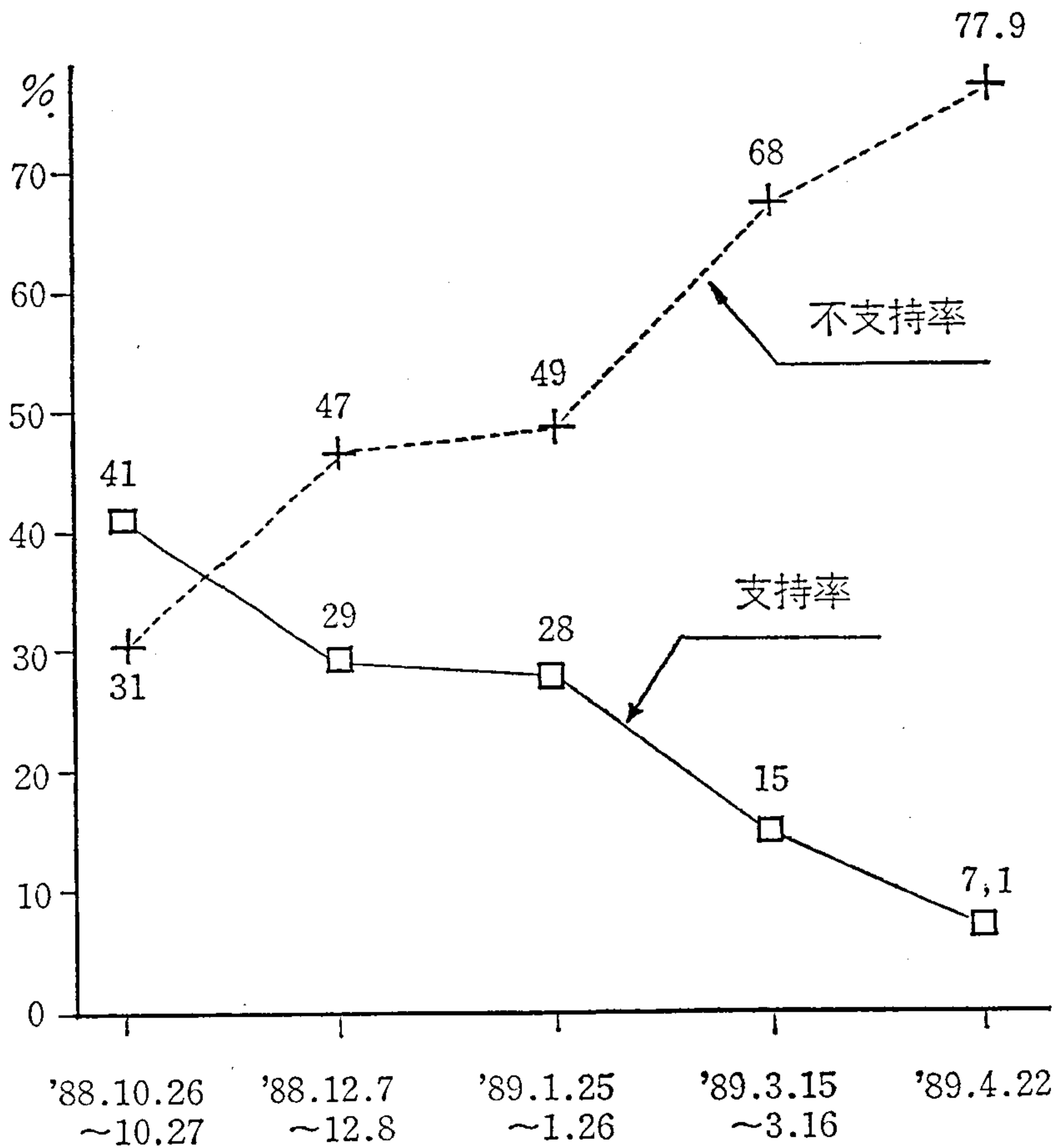
III 政党の動向

消費税など税制改革6法成立

リクルート疑惑で国会大ゆれ

政・官・財界におよぶ一大疑獄に発展

自民党および竹下内閣支持率の推移



〔出所〕『朝日新聞』調査。ただし、'89.4.22は時事通信社の調査・発表。

概況

☆ 税制改革問題は、一一三臨時国会での税制改革関連六法の成立によって決着し、八九年四月一日から消費税が導入されることになった。この臨時国会は「税制国会」として召集されたが、野党側は八八年六月に発覚した「リクルート疑惑」の真相究明を要求し、途中から「リクルート国会」としての様相を強めた。リクルート疑惑には、自・社・公・民の四党一七人の政治家が関与し、官界では加藤前労働次官、高石前文部次官、財界ではNTT会長、日経新聞社長らが関与、政・官・財界におよぶ一大疑獄事件に発展した。

☆ 八八年中には一一二通常国会と一一三臨時国会が開かれ、労組法等改正、労働安全衛生法改正、議院証言法改正、エイズ予防法、プライバシー保護法、土曜閉庁関連法などが成立した。また、この間に国会役員や閣僚の辞職・更迭があいつぎ、相沢衆院法務委員長、浜田衆院予算委員長、奥野国土庁長官、瓦防衛庁長官、宮沢大蔵大臣、長谷川法務大臣が、それぞれ職を離れた。

☆ 「税制国会」での社会党と公明・民社両党の対応の違いにもかかわらず、野党間の共同行動や政策提言は定着しつつある。これには、予算案修正要求、「土地基本法案要綱」の発表、政府税制改革案にたいする共同見解、不公平税制是正の共同提案、「税制に関する基本構想」の発表、参院比例区統一名簿構想をめぐる折衝などがあった。

☆ 八八年中に国政選挙はなく、中間地方選挙として一〇県で知事選が、一二九市で市長選が実施された。いずれも無所属候補

が圧倒的だが、政党の支持・推薦関係からみれば、知事選では、自・社・公・民がもっとも多く、ついで自・公・民、市長選では逆に自・公・民が、ついで自・社・公・民の組み合わせが多い。

☆ 社会党は、リクルート疑惑に関係者一人を出したものの、ただちに議員辞職という形で責任を明らかにし、消費税導入反対とあわせて、政府・自民党批判を強めた。とくに税制改革問題の審議に際しては、衆院本会議に出席した公・民両党に同調せず、参院本会議での採決にあたって、共産党とともに徹夜の牛歩戦術で抵抗した。

☆ 公明党は、砂利船汚職への関与、大橋代議士の池田創価学会名誉会長批判、リクルート疑惑への関与、矢野委員長への明電工事件疑惑など、クリーンイメージに打撃を与える「四重苦」に直面した。税制改革では、民社党との共同歩調を強めた。

☆ 民社党は、リクルート疑惑に二人の関係者を出したが、そのうちの一人が塚本委員長自身であったため、その責任追及の動きが表面化した。税制改革問題では、拙速を批判しつつも民社党の要求した条件が満たされたとして国会審議に協力し、修正部分には公明党とともに賛成した。

☆ 共産党は、コスモス株譲渡先リストの公表など、疑惑の解明にむけて積極的な活動を展開した。税制改革についても、消費税の導入に終始反対しつづけた。また、対外関係では「人類的価値」を優先する「新しい思考」の評価をめぐって、ソ連共産党などとの新たな論争を展開している。

概況

1 国会と各党の動き

1 第一一二通常国会

対決色うすれ、自民ペースの審議

第一一二通常国会は、八七年一二月二八日に召集され、会期を八年五月二五日までの一五〇日間とした。八八年一月二五日の通常国会再開にあたっての勢力分野は、第57表のとおりである。

この国会では、八八年度予算案審議とともに、税制改革問題や所得税・住民税の減税問題が主要なテーマであった。野党四党は総額二兆九四〇〇億円の予算案共同修正要求をおこない、一兆二五五〇億円の所得税減税の実施と財源に大型間接税をあてないことを約束させるなどの成果があったが、全体として対決色が薄れ、自民党のペースで審議が進んだ。

なお、審議の過程で、砂利船汚職で取り調べを受けた公明党田代参院議員の辞職（一月二五日）、株売買益二億円の申告漏れが明らかになった自民党相沢英之衆院議員の法務委員長辞任（二月五日）、衆院予算委での質問を妨害した浜田幸一委員長の辞任（二月二二日）、中国を批判して更迭された奥野誠亮国土庁長官（五月一三日）など、議員・委員長・閣僚の辞任や更迭があいついだ。

第57表 国会の勢力分野

衆院		参院
302	自民	144
86	社会	42
57	公明	23
29	民社	12
27	共産	16
—	新政クラブ	4
—	二院クラブ	3
—	(サラリーマン新党)	3
5	無所属	5
6	欠員	0
512	定数	252

〔備考〕1988年1月23日現在。

通常国会で成立した法律

第一一二通常国会では、政府提出法案八三件のうち七五件が成立し、成立率は九〇・四％で、会期延長のなかった通常国会にかぎると戦後第三位の高率であった。「対決色薄れ協調に終始」〔朝日新聞〕八年五月二六日付〕と評されたように、成立した政府提出法案への「自社公民」の相乗りは、これまで最高の八六・七％に達した。

この国会で成立した主な法律には、つぎのものがある。①国営企業労働委員会（旧公労委）を中労委に吸収統合する「労組法等改正」、②小規模事業場にも安全衛生推進担当者の選任を義務づけ、安全要件を満たしていない機械の製造者・輸入者に回収・改善を命じる制度を創設した「労働安全衛生法改正」、③共通一次に代わって実施予定の「新テスト」を私立大学も利用できるように改めた「国立学校設置法改正」、④国公立の小・中・高校の新採用教員の試用期間を六カ月から一年にのばし、初任者研修制度を創設した「教育公務

員特例法・地方教育行政組織運営法改正」、⑤東京一極集中の是正と多極分散的国土の形成をめざす第四次全国総合開発計画の基本法的性格を持つ「多極分散型国土形成促進法」。

2 第一一三臨時国会

自・公・民路線で税制改革法成立

七月一九日に召集された第一一三臨時国会は、九月二六日に五九日間延長されたあと、さらに十一月二四日に三四日間再延長され、結局通算会期一六三日間という臨時国会としての最長を記録した。これまでの最長は、七五年の第七六臨時国会の一〇六日間である。

この臨時国会を、政府・自民党は「税制国会」として消費税導入をふくむ税制改革六法案の成立をめざした。他方、野党側は「リクルート国会」と位置づけて疑惑解明に重点をおき、消費税の導入にも激しく抵抗した。しかし、公明党や民社党は、内部の事情もあって自民党に妥協し、「自・公・民」路線形成による野党の分断という事態が生じた。結局、リクルート疑惑では、中心人物の江副浩正前会長などの証人喚問や譲渡先リストの公表、宮沢蔵相・副総理の辞任などがあったものの、税制改革問題では社・共両党の抵抗にもかかわらず、一二月二四日、税制改革関連六法が成立した。

政界をゆるがせたリクルート事件

一九八六年九月に店頭公開前のリクルートコスモス株が政・官・

財界に譲渡され、さまざまな便宜供与がはかられたのではないかと
の疑惑をひきおこした「リクルート疑惑」は、八八年六月に川崎市
小松助役へのコスモス株譲渡が発覚して以来、政・官・財界をゆる
がす大事件に発展した。

六月から七月にかけて、森喜朗元文相・渡辺政調会長・加藤六月
前農水相・加藤紘一元防衛庁長官・塚本民社党委員長・中曽根前首
相・安倍幹事長・宮沢蔵相・竹下首相らへの本人または秘書等の名
義での株譲渡がつきつぎに発覚した。

八月から九月にかけてはコスモス社の松原社長室長が樺崎社民連
代議士に三度にわたって贈賄の働きかけをおこなっていたことも暴
露され、九月六日に告発、一〇月二〇日に逮捕された。

さらにその後も、藤波元官房長官・村田N T T会長秘書・高石前
文部次官・加藤前労働次官などの関与も明らかとなり、株譲渡に関
与した政界関係者は自民・社会・公明・民社四党の一七人にのぼっ
た。一二月に入ってからは、江副リクルート会長ら五人の証人喚問
がなされ、宮沢蔵相・副総理をはじめ真藤N T T会長・長谷川法相
が辞職し、年を越してからも原田経企庁長官が職を去るなど、関係
者の辞任もあいついでいる。

税制改革問題をめぐる野党攻防

第一一三臨時国会では、七月二九日の税制改革関連六法案の提出
以降、税制改革をめぐる本格的な攻防が展開された。審議は、八月
四日衆院予算委での趣旨説明、九月九日税制問題等調査特別委員会
(税特委)設置、九月二二日衆院本会議と税特委での趣旨説明・提案
理由説明、一〇月七日の参院税制問題等調査特別委員会設置という

経過で進行した。一〇月二七日には衆院税特委で、二八日には衆院議運委でも、公聴会日程が自民党単独で強行可決された。

税制法案は、十一月一〇日衆院税特委での自民党単独強行採決のあと、十一月一六日、公民両党出席の衆院本会議で一部修正のうえ可決。参院では、十二月二日、税特委で自民党強行採決、二三日から二四日にかけての竹下内閣不信任案・問責決議案などを連発しての社・共両党の牛歩戦術による徹夜の抵抗のあと、二四日午後五時五九分、自民党の賛成多数で法案は成立した。

臨時国会で成立した法律

第一一三臨時国会では、税制改革関連六法案をふくめて内閣が提出した一七件すべて、議員立法六件、前国会から継続審議扱いになっていた内閣提出一四法案のうち七件の計三〇本が成立した。『自公民』折衝が国会運営を主導したこともあって、成立状況はきわめて順調だったが、「審議が尽くされたとはいいい難いまま、あわただしく成立の運びとなった面も」（『朝日新聞』八八年二月二七日付）であった。

この臨時国会では、消費税導入を柱とする税制改革関連六法が成立した。すなわち①基本理念と全体像の骨子を明らかにした「税制改革法」、②税率三%の間接税を創設した「消費税法」、③所得税・法人税などの減税や株式売却益の原則課税への転換などの「所得税法等改正」、④住民税減税などの「地方税法改正」、⑤消費税収入を地方交付税の対象税目に追加する「地方交付税法改正」、⑥既存間接税の改廃による減収を補填する「消費譲与税法」の六本である。

また、これ以外に成立したおもな法律は、(a)補佐人の選任・尋問

中の撮影禁止・偽証罪等の告発条件の強化などを定めた「議院証言法改正」、(b)国会や大使館周辺での拡声器使用を規制した「国会・外国公館等周辺地域の静穏保持法」、(c)エイズ感染者の年齢・性別・原因などの都道府県知事への報告を医師に義務づけた「後天性免疫不全症候群（エイズ）予防法」、(d)行政機関の保有するコンピュータ処理に関する個人情報保護を保護した「行政機関の保有する電子計算器処理に係る個人情報保護法（プライバシー保護法）」、(e)行政機関の閉庁方式による週休二日制（四週六休）の実施を決めた「土曜閉庁関連法」などである。

3 野党間の協議・共同政策提言など

政府予算案修正をめぐる四野党共同の動き

政府予算案修正と税制改革にたいする四野党共同修正については、八八年二月二四日の四野党政審会長（政策委員長）と連合の山田事務局長、総評の真柄事務局長との会談、二月二六日の二兆九四〇〇億円の大規模減税を柱とする「昭和六三年度政府予算案にたいする修正共同要求」の発表、翌二七日の自民党渡部国対委員長への提出等の動きがあった。さらに三野党政審会長は、二月二九日にも渡辺自民党政調会長に会い、共同要求の内容を説明して前向きに対応を要求した。また、四月八日、社・公・民三党の国対委員長・政審会長は、連合の山田事務局長、総評の真柄事務局長などと会談し、減税実現をめざす野党側の今後の具体的とりくみなどについて意見

交換をおこなった。

■ 四野党共同の「土地基本法案要綱」発表

八八年四月二十六日、社会・公明・民社・社民連四野党政審会長（政策委員長）は、大都市圏の地価抑制を目的とした「土地基本法案要綱」を発表した。一一項目からなる法案要綱では、土地の公共性と利用権の制限が前面に打ち出され、住民参加の環境保全・都市づくりが強調されている。四月二十七日、四野党政審会長（政策委員長）は総務庁で土地臨調の大槻会長に会い、法案要綱を手渡して実効ある地価抑制を強く要請した。

■ 四野党共同の政府税制改革にたいする対応

社会・公明・民社・社民連四野党は、八八年六月二〇日の税制改革案にたいする「四野党共同見解」の発表、八月一五〜一七日北海道冠村での政審会長（政策委員長）の合宿勉強会（前年について二回目）の開催、八月一七日の「不公平税制是正の共同提案」の発表（全文は『公明新聞』八八年八月一八日付参照）など、共同の対応をおこなった。また一〇月一八日には、国民合意の原則、公平・公正の原則など五つの原則と、①民主的ルールによる改革、②不公平是正を最優先課題、③行財政改革の長期展望、④福祉政策の長期展望、⑤国民合意のための十分かつ慎重な協議の五つの手順を提起した四野党共同の「税制に関する基本構想」を発表した。

■ 野党相互の委員長会談

社・公両党の委員長・書記長は、八八年五月二日、六月二九日、

一〇月二四日の三回にわたって会談し、減税問題、参院選比例代表区の野党統一名簿問題や税制改革への対応、リクルート問題など当面の政治課題についての意見交換をおこなった。

公・民両党委員長も、同年二月一〇日、四月二八日、六月二二日の三回会談し、統一名簿構想や税制改革問題などで意見を交換し、中道勢力の結束、安保・自衛隊、エネルギー、韓国問題等基本政策での連合政権政策の一致、選挙協力問題をふくめた首脳会議の定期的開催などで合意した。なお、二月一〇日の会談は友愛会議（旧同盟）宇佐美議長の主催によるものである。

さらに、五月一日には、公明党と社民連の党首会談も開かれ、統一名簿構想問題や減税問題で意見交換がなされた。

■ 「友引会」八カ月ぶりに開催

八八年五月二三日、前年の八七年七月に結成され同年九月一八日に二回目の会合を開いて以来八カ月間休眠状態だった「友引会」（社会・民社両党議員有志の親睦会、詳しくは『日本労働年鑑』第58集三七〇ページ参照）が開催された。これは、社会党国会議員として初めて党の公認を得て訪韓する川俣健二郎代議士を壮行する趣旨で開かれたもので、社会党からは大出国対委員長や武藤前副委員長ら一八人、民社党からは小沢国対委員長や米沢政審会長ら一六人が出席し、公明党からもゲストの形で池田克也代議士が加わった。

なお、このほか、執行部が「社民和解」に慎重な姿勢をとっているためにこれまで出席を見合わせていた田辺社会党前書記長と春日民社党常任顧問も顔を出し、これまでもっとも多い三七人の参加となった。

第一次竹下改造内閣の発足

八八年一月二七日、第一次竹下改造内閣が発足した。この改造では、外務・大蔵など主要五閣僚が留任し、閣僚経験者が重点的に起用され、「実務型」と評された。また、リクルートコスモス未公開株譲渡問題で名前の出た議員は、首相自身を除いては、一人も起用されなかった。なお、労働大臣には、河本派の丹羽兵助元国土庁長官・総理府総務長官（愛知二区選出、当選一回）が就任した。

2 選挙

一〇県の知事選挙、福島以外現職すべて再選

八八年中に実施された知事選挙は、福島、栃木、群馬、埼玉、長野、富山、三重、奈良、岡山、山口の一〇県である。このうち現職が引退して前自民党参院議員が当選した福島以外は、すべて現職が再選された。

推薦・支持政党別にみると、自民党公認が一県、自・公・民推薦が二県、自・社・公・民推薦が四県、これに社民連が加わったもの一県、社・民・共・社民連推薦が埼玉の一県となっている。対決パターンとしては、保守または保守・中道対共産の形は変わらず、革新・中道対保守の一騎打ちとなった埼玉県と、自民党が候補者調整

に失敗し、保守と保革相乗り候補が激突した福島県が注目されたが、前者は社会・共産などの推薦を受けた現職の畑和候補が、後者は自民党参院議員から転身した佐藤栄佐久候補が当選した。投票率は、福島と長野を除くと六割に満たず、群馬、栃木は過去最低だった（第58表参照）。

市長選、一二九市でおこなわれ、七〇%が保守・中道推薦

八八年中に実施された市長選挙は、一二九市でおこなわれた。当

第58表 10知事選の政党対決形態

投票日	投票率 (%)	当選者	落選者
埼玉 6.12	52.77	無⑤(社,民,共,社連)	{無(自) 無共
群馬 7.10	▼47.39	無④(自,公,民)	無(共)
山口 7.31	50.85	無④(自,公,民)	{無(社,社連) 無(共)
福島 9.4	81.20	無①	無(共),無
奈良 9.25	44.31	無③(自,社,公,民)	無(共)
長野 10.16	62.89	無③(自,社,公,民)	共
富山 10.23	59.93	自③	無(共)
岡山 10.30	42.11	無⑤(自,社,公,民,社連)	無(共)
三重 11.27	44.44	無⑤(自,社,公,民)	無(共)
栃木 12.4	▼37.77	無②(自,社,公,民)	無(共)

〔備考〕①投票率の▼は、過去最低投票率

②当選者の丸数字は当選回数

③当選者、落選者のカッコ内は党本部レベルでの推薦・支持政党

④『朝日新聞』88年12月28日付。

第59表 市長選における連合パターン

	無（支持・推薦なし）	30	
	公認（自民）	3	
保守	自民推薦	11	
保守・中道	自・民・公・民・社 自・自・公・公・民・社 自・自・公・公・民・社	2 4 3 1 4	} 41
中道	民公	3 1	} 4
中道・革新	社・民・公・民・共 社・社・公・公・社・大 社・社・公・公・社・民	1 1 1 1 2	} 6
革新	社共	1 1	} 2
保守・中道・革新	自・社・公・民・社 自・自・自・自・自・社 自・自・自・自・自・社	3 1 1 2 1 6	} 32

〔備考〕『朝日新聞』より作成。

選者の所属党派は、自民党公認の三人（青森県十和田、富山県黒部、愛媛県北条）を除いて一二六人が無所属である。

政党の支持・推薦関係からみた市長選の連合パターンは、第59表のとおりだが、無所属のうち一番多いのが保守・中道型の四一、ついで保守・中道・革新相乗り型の三二で、これだけで支持・推薦を受けた無所属全体の約七〇％を占めている。これにたいし革新連合型は二、中道連合四、中道・革新六ときわめて少なくなっている。

政党の組み合わせでは、自・公・民連合が三一、これに社会党が加わった自・社・公・民連合が二一と飛び抜けて多く、これに社民連が加わったものも六となっており、この三つの型で支持・推薦を受けた無所属全体の半分以上にのぼっている。

なお、無投票は三〇で、全体の二三％であった。

3 日本社会党

1 一年間の動き

リクルート疑惑で上田代議士辞職

八八年の日本の政界をゆるがしたリクルート問題は、社会党にも複雑な影響をおよぼした。リクルート疑惑が発覚した当初から、社会党は疑惑解明の姿勢を明らかにし、八月三日には、竹下首相・中曾根前首相ら一九人の証人喚問を要求、十一月一九日には、独自に入手した宮沢蔵相ら九人の共産党と同様の譲渡先リストを公表し、リクルート問題等調査特別委員会（稲葉誠一委員長）を設置して、ドゥ・ベスト社、NTTなどを個別に調査した。

だが、リクルート疑惑は社会党にまでおよび、十一月四日、上田卓三代議士が元秘書へのコスモス株譲渡の責任をとって辞任するという事態も生じた。しかし、社会党へのこれ以上の波及はなく、いち早く議員辞職という形で責任を明らかにしたため、他党ほどこの問題による打撃をうけず、八九年二月の参院福岡選挙区補選での社会党候補の当選にみられるように、どちらかといえば有利に作用した。

「消費税」導入に徹底反対、公明党と対立

八八年六月二十九日の大阪での税制国民公聴会開催、六月三〇日の消費税粉碎闘争本部（本部長＝土井委員長）の設置など、七月十九日召集の臨時国会前から消費税導入反対のとりくみを強めていた社会党は、臨時国会を「リクルート国会」と位置づけ、疑惑解明と結びつけて消費税阻止をめざした。八月四日からの衆院予算委員会で、公・民両党が審議に参加したのにたいしてこれをボイコットし、消費税法案の衆院通過にあたっては、消費税法案とリクルート問題を切り離す戦術をとって本会議に出席した公明党と対立し、一月一七日の連合拡大中央委員会であいさつした社会党土井委員長は、公明党矢野委員長と国会戦術をめぐって相互批判を繰り広げた。また、参院での審議最終盤では、共産党とともに竹下首相問責決議などの提出や約二五時間におよぶ「牛歩戦術」などを駆使して、消費税法案の成立に抵抗した。

党組織改革の試み

社会党は、「新宣言」にもとづく党組織改革を進め、党勢力の拡大に向けて独自の努力を強めた。その一つは、八八年二月の第五三回大会で決定された「協力黨員制度」の創設である。これは、規約改正によって月額五〇〇円という安い党費の協力黨員を設けたものだが、二種類の黨員制度を採用するのは社会党史上初めてである。左派は「統制力が弱まる」として反対したものの、委員長公選での選挙権行使にあたっては一年以上の在籍期間を必要とするなどの統一見解が示されたため、全会一致で承認された。

また、三月一〇日の中央執行委員会で決定された「新一〇〇万党建設運動実施要領」も、このような努力の一つであった。これは、①八八～九〇年の第一期で二五万人、第二期で一〇〇万人の党建設をはかる、②八八年度中に一五万人の党をめざす、③全県に「社会党を支持し強める会」「土井委員長とともに仲間をつくる女の会」を組織する、④一〇〇〇万人の支持者名簿をつくる、などを定めていた。

政構研と社会主義協会の動向

社会党右派の最大グループである政権構想研究会（政構研）は、一〇月二七日に常任幹部会を開き、①安保・自衛隊・北方領土・対アジア政策についての見直しを進め、新たな外交政策をつくる、②野党結集と連合政権について協議するためのプロジェクトチームをつくる、③労働界の統一促進をはかるなどを柱とする活動方針を決めた。また、幹事会では川俣健二郎代表が再選され、空席の事務局長に奥野一雄代議士が選出された。

他方、社会党内最左派のグループである社会主義協会は、二月二八日に第二一回総会を開催し、①公明・民社両党との政権協議のなかでの基本政策のなし崩し的変更を阻止する、②思想闘争を強める、③党勢強化に努めるなどの方針と、川口武彦代表の四選を決定した（詳細は『社会主義』四月号を参照）。

土井・ゴルバチョフ会談

八八年五月四日からソ連を訪れていた土井委員長は、五月六日にゴルバチョフソ連共産党書記長と会談した。社会党首脳とゴルバチ

ヨフ書記長との会談は、八五年九月の石橋委員長（当時）につづいて二回目である。

会談で、土井委員長は、①環太平洋国際会議の開催、②八五年一月の米ソ首脳会談における「不戦の誓い」の条約化、③千島四島の日本返還などを提案した。ゴルバチョフ書記長は、前二者について「努力する」旨を表明し、③に関しては「戦争の結果と戦後の法的根拠を尊重すべきである」とのべた。

大韓機誤報事件と対韓政策の見直し

八八年五月二四日付けの社会党機関紙『社会新報』は、八七年一月の大韓機墜落事件は韓国政府などが「共謀した国際詐欺」だったとする、金貞烈韓国前首相の「良心宣言」を掲載した。ところが、五月二六日、社会党は「裏づけ取材を欠き、扱いても妥当でなかった」としてこれを取り消し、五月三一日付け『社会新報』も謝罪文を掲載した。また、この日、石田武編集長の更迭、高木将勝機関紙局長と記者にたいする嚴重注意処分がおこなわれた。

この誤報事件は、それ以前からはじめていた社会党の対韓政策見直しをさらに進めるきっかけとなった。社会党の山口書記長は、二月一九日に初めて「韓国の正当性」を認める発言をしたのにつづいて、五月二七日、これまで容認しない立場をとってきた日韓基本条約について、「同条約が存在するという事実を直視する」との見解を明らかにした。八月二四日には、「韓国との友好・交流に関するプロジェクトチーム」が「南北両国との均衡ある友好関係づくり」を打ち出した中間報告をまとめ、一〇月二一―二六日、石橋前委員長が訪韓し、社会党幹部として初めて盧泰愚大統領と会談する

などの新たな動きもあつた（詳しくは「4 政策・方針」の項を参照）。

天皇の病氣と社会党の対応

八八年九月一九日の天皇の発病と九月二四日の病状悪化によって、さまざまな行事の「自粛」や病氣快癒の「決議」、「記帳」などの動きが強まり、これを契機に昭和天皇の戦争責任をめぐる論議も高まった。このようななかで、社会党は土井委員長が宮中に参内して記帳し、戦争責任については、責任ありとする土井委員長の憲法学者としての個人的見解と、基本的にはないとする『社会新報』社説の公式見解を使い分けるなど、複雑な対応を示した。

2 組織・機関紙・財政

党員数、一〇万人に迫る

社会党の党員数は、八七年一二月末現在で七万七六一四人であつた。七九年一月に「一〇〇万党建設運動」がはじまったとき、社会党の党員数は四万三〇〇〇人であつたから、八年間をかけて三万四六〇〇人余の増である。

八八年の第五三回定期大会では、「新一〇〇万党建設運動」の展開を決定した。その結果、社会党は八八年度だけで新たに一万九三〇〇〇人余の党員を確保し、八九年一月の第五四回定期大会の報告によれば、八八年度の党員数は、結党以来はじめて一〇万人に迫つたと報告されている。

■ 機関紙、減紙傾向に歯止め、上昇に転ず

社会党の中央機関紙『社会新報』は、八三年二月における三三万五〇〇〇部を最高に減紙をつづけていたが、八八年七月の第六六回中央委員会では、「二二道府県で増部を達成し、数年来の大幅な減紙傾向に歯止めがかかり、上昇に転じつつある」と報告された。『社会新報』の正確な発行部数は公表されていないが、自治省に提出された収支報告書から判断すると、八七年一二月末現在の発行部数は四七万五〇〇〇部であり、そのうち有料の定期購読数は二五万部と推定される。一方、中央理論誌『月刊社会党』の発行部数は、前年より一割余ふえて四万八〇〇〇部であった。

■ 定期刊行物一覧

社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。なお、『社会新報写真ニュース』（月二回刊）は第五五七号（八八年九月一日）をもって廃刊となった。

- ① 中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ）一カ月六〇〇円
- ② 中央理論誌『月刊社会党』（A5判）一部五〇〇円
- ③ 政策審議会『政策資料』（月刊、B5判）一部三〇〇円
- ④ 労働局編『中央労対ニュース』（月刊、B5判）一部三〇〇円
- ⑤ 地方政治局編『地方政治』（月刊、A5判）一部五〇〇円
- ⑥ 中小企業局編『中小企業』（月刊、A5判）一部四〇〇円
- ⑦ 『社会新報かへ新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
- ⑧ 『社会新報点字版』（年四回）一部二〇〇円
- ⑨ 『国民政治年鑑』（年刊、B5判）一部一万六〇〇〇円

- ⑩ 『国民自治年鑑』（年刊、B5判）一部一万六〇〇〇円
- ⑪ 『プレスサービスニュース』（週二回刊）年四万円

■ 財政、八七年度収入総額七十七億六四〇〇万円

社会党が八八年三月に自治省に提出した八七年度分の収支報告（『官報』八八年九月七日付号外）によれば、八七年度の収入は六七億七五七一万九八九円で、これに前年繰越額九億八八五〇万九五九二円を加えた収入総額は、七七億六四二二万五八一円であった。これを前年と比較すると、収入額で一七億七二四五万一千六四一円、収入総額で一八億五四三一万六六〇七円の減少となっている。その理由としては、八七年度は国政選挙がなかったため資金の借り入れがなかったこと、『社会新報』はじめ出版物収入が減ったことなどがあげられる。

つぎに収入の内訳をみると、党費・会費関係が二八億二九一一万円で前年とほぼ同額であり、寄付金（個人・団体）も一億六八八八万円（前年比一五〇〇万円減）、機関紙誌の発行その他の事業収入は三〇億二七五二万円（前年比一億五五七万円減）となっている。このうち機関紙誌の収入では『社会新報』が二億二〇四五万円（前年比三億四〇三三万円減）、『月刊社会党』が一億八五六四万円（前年比一八〇四万円減）となっている。また、収入で目につくのはレセプション収入であり、八七年度は、結党四〇周年で大幅な収入増となった前年とほとんど同額の三億四二一七万円であった。

一方、八七年度の支出総額は六六億七〇〇九万六九二六円で、前年より一九億五九九三万六七〇円の減少であった。

その内訳をみると、人件費・備品消耗品・事務所費など経常費が

六億三一〇九万円(前年比八八五二万円減)、組織活動費・選挙関係費・機関紙誌の発行その他の事業費および都道府県委員会への交付金などの政治活動費が六〇億三九〇一万円であった。このうち政治活動費の内訳をみると、機関紙誌の発行その他の事業費が二五億六四三二万円(前年比二億一三四〇万円減)、都道府県委員会への寄付交付金が二八億四八八一万円(前年比七億一五五七万円減)などがおもなものである。また支出のなかで目につくのは、前年は衆参同日選挙へ向けての選挙関係費が一一億三六七三万円と全体の一三・二%を占めていたのにたいして、八七年度は四三三六万円余と激減していることである。

なお、八七年度の党財政は収支のうえで赤字とはなっていない。しかし、八八年二月の第五三回定期大会における広瀬財務委員長の報告によれば、「党財政は恒常的な赤字となっている」と指摘され、さらに財政確立のために党員の拡大やレセプションの開催、その他事業活動を積極的に展開したい旨の提案がなされた。

3 大会・中央委員会

(1) 第五三回定期大会

■ 土井委員長、五つの課題を表明

第五三回定期大会は、八八年二月二一～二三日の三日間、日本教
育会館で開催された。

冒頭、あいさつに立った土井委員長は、就任以来「平和憲法とその原則からの逸脱を許さない」「人権の擁護とあらゆる差別・不正を許さない」「男女共同社会の実現」を公約にしてきたとのべ、二期目に入るにあたっては、新たに「自然や緑を大切に作るやさしい心の政治」と「高齢化社会に対応した暮らしをいねいに考える政治」の二つの課題を加えたいとの考えを表明した。さらに、竹下内閣によるいっそうの軍備増強や消費税導入の動きを批判し、「このような政治を許してきた一半の責任は日本社会党の後退にある」として、「つぎの国政選挙では前回失った議席を取り返しさらに前進させなければならぬ」と党員に奮起をうながした。最後に、懸案である党改革については「論争を水際にとどめて党改革を実施したい」として、挙党態勢での改革の推進をよびかけた。

ひきつづき来賓のあいさつがおこなわれ、瀬谷英行参議院副議長、黒川武総評議長、堅山利文連合会長、大久保直彦公明党書記長など一七人が祝辞をのべた。なお、公明党からの来賓のあいさつは大会史上はじめてのことである。

■ 新宣言路線の具体化に踏み出す

大会第一日目は、山口書記長の一般報告をはじめ各委員会からの報告がおこなわれた。このなかで山口書記長は、竹下内閣が国会決議や選挙公約を反古にして消費税の導入を準備していることについて、「三〇〇議席のおごりの極み」と批判し、その消費税阻止のための闘争が八八年度の最大の政治課題であるとのべた。このあと一般党務報告の承認、党改革小委員会など五委員会からの議案の上程ののち、八八年度運動方針案が提案されて議事が終了した。

大会第二日目は、特別に設置された党改革小委員会や運動方針小委員会など四つの小委員会に分かれて、付託された各議案の審議がおこなわれた。このなかで、とくに組織・機関紙・財政小委員会では、笠原組織局長から設置が予定されている市民局の事業について紹介され、「女性が党改革の中心的な役割を担う」とこととあわせて承認された。また、大塚機関紙局長からは党員の機関紙誌購読の義務化が提案され、「その方向で努力する」ことが確認された。

大会三日目は、各委員会に付託されていた八八年度運動方針案、党組織改革に関する件、選挙闘争方針案などの議案を各小委員会からの報告をうけて原案どおり採択した。大会は最後に、「伊方原発出力調整試験の中止を求める決議」「軍事基地建設と日米共同訓練に反対する決議」など一二の決議と大会宣言を採択して、三日間の日程を終え、「新宣言路線の具体化に一步踏み出した」(『朝日新聞』八八年二月一四日付。大会の詳細は『月刊社会党』八八年四月臨時増刊号参照)。

三役再選、専従中執の若返り

社会党の役員任期は二年であり、第五三回定期大会はその改選の年にあたった。大会は、土井委員長を無投票で再選し、書記長や副委員長も再任されたほか、辞任した久保亘副書記長にかわって渋谷前広報局長が昇格し、新設された初代の市民局長には城地豊司が就任した。また、議員でない専従中執五人のうち六〇歳台の船橋前企画調査局長、大塚前機関紙局長は勇退し、かわって高木将勝機関紙局長ら四〇〜五〇歳台の書記局長が起用され、若返りがはかられた。派閥関係ではほぼ従来のバランスが踏襲され、前回と同様

に最大派閥の右派の政権構想研究会が一四ポストを占めた。土井執行部二期目の役員はつぎのとおりである(新・新任)。

▽委員長 土井たか子(無派閥)、▽副委員長 岡田利春(政構研)・山本政弘(創る会)・小野明(参院十日会)・金子みつ(創る会)、▽書記長 山口鶴男(政構研)、▽副書記長 山花貞夫(創る会)・渋谷利久(政構研)・新、▽総務局長 館林千里(政策研、専従)、▽組織局長 笠原昭男(社研、専従)、▽労働局長 田淵勲二(政構研)・新、▽農林水産局長 竹内猛(創る会)・新、▽中小企業局長 上坂昇(無派閥)、▽自治体局長 五十嵐広三(創る会)・新、▽青少年局長 左近正男(政構研)・新、▽女性局長 久保田真苗(無派閥)、▽国民運動局長 深田肇(社研、専従)、▽広報局長 田並胤明(政構研)・新、▽教育文化局長 粕谷照美(政構研)、▽国際局長 井上一成(政構研)・新、▽機関紙局長 高木将勝(創る会、専従)・新、▽国民生活局長 小川国彦(政構研)、▽企画調査局長 海野明昇(政構研、専従)・新、▽政審会長 伊藤茂(政策研)、▽政策担当中執 岩垂寿喜男(無派閥)・新、松前仰(政構研)▽市民局長 城地豊司(政構研)・新、▽財務委員長 広瀬秀吉(社研)、▽選挙対策委員長 佐藤観樹(政構研)、▽国会対策委員長 大出俊(政構研)、▽統制委員長 井岡大治(政構研)

(2) 第六六回中央委員会

八八年七月六日、日本教育会館で開催された中央委員会で、あいつに立った土井委員長は、竹下内閣が消費税の導入のため臨時国会の召集を日程に上らせていることにふれて、「選挙の公約や国会

決議が多数党によって簡単に反古にされることは、政治にたいする国民の信頼を失墜させ、自ら議会制民主主義の墓穴を掘ることになりかねない」と批判し、消費税の阻止のために奮起を訴えた。また土井委員長は党拡大のあり方にも言及し、「党員の謙虚で献身的な活動、大衆運動の各分野での真面目な連帯を通して党の信頼をかちとる」ことの重要さを強調した。このあと、山口書記長が消費税反対闘争と八九年夏の参議院選挙闘争を中心にした党務報告をおこない、討議に入った。

討議では消費税反対闘争、参議院選挙対策、対韓政策、国会議員のモラルと規律問題を中心に質疑がかわされた。このなかで山口書記長は、焦点となった消費税の導入阻止へ向けては野党四党の共闘を軸に院内外での多様で広範な運動を展開して廃案をはかること、また、明電工問題で武藤代議士の秘書が株式の売買に関係があると報道されたことについて、調査の結果「名義を貸しただけで本人も利益を得ていない」としながらも、「自らの政治倫理はきびしくなければならぬ」とのべた。対韓政策では、八八年六月二日に「韓国との友好・交流に関するプロジェクトチーム」を設置し、対韓政策の見直しについて検討していると答えた(詳細は『社会新報』八八年七月八日付参照)。

4 政策・方針

■ 八八年度運動方針、政府・自民党との対決姿勢を鮮明にする

八八年度運動方針は、「党の躍進・反自民の力で新たな政治を」

との副題をもち、第一部基本方針、第二部各局活動方針、の二つの部分からなっている。

運動方針の基調は、「竹下内閣打倒、国会解散、総選挙を要求してたたかう」と、政府・自民党にたいする対決姿勢を鮮明に打ち出すものとなっている。運動方針は、八八年度の重要課題として、①新型間接税(消費税)阻止、②竹下内閣の軍拡路線と対決、③野党共闘の強化、④農産物輸入自由化の枠拡大に反対、⑤反原発闘争の強化、⑥朝鮮半島両国との交流促進、など六つの柱を提案していた。

また、運動方針は「新宣言」にもとづく党改革として「協力党員」制度の導入をはかる一方、政権政党へ向けた新たな党勢拡大運動の柱として「新一〇〇万党建設運動」を提唱した。

■ 「税制改革案」の発表

八八年六月二九日、社会党は「自民党『税制の抜本的改革大綱』への総批判とわたしたちの提案」と題する税制改革案を発表した。これは、自民党が六月一四日に「税制の抜本的改革大綱」を決定したのをうけて、社会党の対案としてまとめられたものである。

この改革案は、自民党の「大綱」の基本的な問題点として、①税制についての理念・目標がない、②低所得者や年金生活者など弱者にきびしく、高額所得者や大企業を優遇、③不公平税制の是正策が欠落、④消費税の導入が改革の柱となっている、と批判する一方、不公平是正のための所得の総合課税の推進や、「社会保障番号制の導入による株式売却益(キャピタルゲイン)課税の強化、土地増価税や富裕税の創設など土地税制の抜本的改革にとりくむよう提唱していた(詳細は『政策資料』八八年八月号を参照)。

このほか社会党が八八年中に発表した税制改革案としては、一月一三日「政府税制改革六法案の問題点とわが党の基本的な考え方」〔政策資料〕八八年一月号〕がある。

対韓政策の見直しすすむ

八八年八月二四日、社会党の「韓国との友好・交流に関するプロジェクトチーム」(主査 小野副委員長、八八年六月二日設置)は、対韓政策の見直しに関する中間報告をまとめた。

中間報告は、①朝鮮半島には大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国があるとの現実認識に立って、南北両国との均衡ある友好関係をもつ、②朝鮮半島の緊張緩和、南北対話、統一への努力を支持し、朝鮮労働党との友好関係は今後も堅持する、③党代表団の訪韓を実現し、韓国政府関係者・諸政党と交流し相互理解を深める、など五項目からなっている(詳細は「政策資料」八八年一〇月号を参照)。

また、中間報告では社会党として初めて韓国を「大韓民国」と正称で呼び、「大韓民国の不承認、朝鮮民主主義人民共和国一辺倒」という印象を内外に与えたとすれば反省しなければならない」とのべるなど、従来の対韓政策を一步踏み出すものであった。

八八年一月二日、社会党はこの中間報告をうけて「朝鮮半島政策に関する特別委員会」の設置を正式に決め、翌二日の初会合では、①朝鮮半島に韓国と朝鮮民主主義人民共和国の二国があることを認識する、②朝鮮労働党との友好関係を堅持しつつ、韓国の野党勢力との友好関係を深める、③日本政府と朝鮮民主主義人民共和国との関係正常化を迫る、との三点を八九年度の運動方針に反映することを確認した。

その他のおもな政策

以上のほか社会党が八八年中に発表したおもな政策・声明・党見解は、つぎのとおりである。いずれも『政策資料』に収録されている。カッコ内はその号数および発行年月日である。

①二月二五日「日韓関係についての見解」、②同「日本社会党の農業政策について」(以上二五九号、八八年四月)、③四月二八日「臨教審関連六法案の問題点」(二六一号、八八年六月)、④六月二二日「第一四回主要先進国首脳会議(トロント・サミット)について」(二六三号、八八年八月)、⑤八月二四日「牛肉・オレシ等自由化に伴う対策についての申し入れ」、⑥八月三十一日「農業危機を克服する政策提言」(以上二六五号、八八年一〇月)、⑦一〇月二七日「リクルート疑惑徹底究明に関する決議」、⑧一〇月二二日「皇位承継の儀式等についての申し入れ」(以上二六七号、八八年十二月)。

5 労働組合との関係

労働運動にたいする方針

第五三回定期大会で採択された「八八年度運動方針」のうち、労働運動に関する部分は「第二部、各局活動方針」のなかの「組織委員会」に収められている。ここでかかげられている「八八年度の重点課題」は、①八八春闘の勝利、②労働時間の短縮と週休二日制の推進、③雇用の創出と地域振興、④労働基本権の確立、⑤所得税減

税の実現と新型間接税の導入阻止、⑥雇用・労働条件の格差・差別の解消、⑦高齢化社会に対応する年金・福祉の充実、⑧抜本的な土地対策の確立と居住権の保障、の八つである。

これを前年と比較してみると、前年は二番目であった雇用創出と地域振興の課題が三番目となり、かわって前年は五番目であった労働時間短縮の課題が、新たに加えられた週休二日制の課題とあわせて二番目にあげられていた。また、七番目と八番目は新しくつけ加えられた課題であり、高齢化社会の到来に対応して、いっそう生活基盤の確立を前面に打ち出すものとなっている。

つぎに、「労対活動の重点」では、①労働組合との支持協力関係の強化、②労働組合への党勢拡大と「強める会」の拡大、などの課題がかかげられている。全体としては、前年と同様に、連合の発足と九〇年の総評解散を展望して、労働団体との提携強化と党支持基盤の拡大を指向するものとなっている。

■「強める会」第八回総会

「社会党を支持し強める会」は八八年五月一八日、東京・上野の池之端文化センターで第八回総会を開き、向こう一年間の活動方針を決めた。この日の総会では、八七年一二月の臨時総会で決めた組織強化方針を再確認する一方、その具体策として、①労働三団体傘下組合の加盟促進、②未加盟・未組織労働者の加盟促進、③「新一〇〇万党建設運動」への協力、④反自民連合政権の樹立などの方針を決めた。なお、「強める会」の組織勢力は、第八回総会で発表された「組織現況」によれば、会員は二〇万九千九百五人（前年比一万三千八百八十四人増）、県単位の組織も東京・石川・鹿児島など一三都道府県に

およんでいる（詳細は「強める会情報」八八年五月三〇日号参照）。

■労働戦線対策特別委員会の指針

労働戦線対策特別委員会（委員長＝田辺誠）は、八七年七月二九日、労働界再編の検討機関として設置された。委員会は十数回にわたる検討の結果、八八年四月に「当面の行動指針」を策定し、五月一九日の中央執行委員会です承された。「指針」は、①総評・連合および各単産との対策協議の強化、②労働界統一の意義を積極的にアピールする、③地区労・勤労協との提携、④総評解散後、「総評センター」にひきつがれる社会党への選挙支援・護憲運動・国際交流などの分野でも協力関係をもつ、などを定めていた。

八八年一月九日、委員会は八八年度の総会を開催した。総会では、「労戦問題は党の将来にかかわる重要な問題であり、党の組織、党の支持基盤、党と労組との関係について全党的な意志統一へ向けた論議を展開する」ことを確認した。

■総評との定期協議

社会党が総評との間でおこなった八八年度の定期協議は四回であり、協議事項は以下のとおりである。いずれも都内のホテルでおこなわれ、社会党からは土井委員長と山口書記長、総評からは黒川議長と真柄事務局長が出席した。

・第一回（三月一日）……①八八春闘と労戦統一への対応、②「協力黨員」の拡大、③大型間接税阻止闘争、④合同選対連絡会議設置、⑤非核・軍縮のためのアジア・太平洋シンポジウム開催
・第二回（四月一九日）……①「総評センター」の設置、②次期国

政選挙対策、③第一二国会対策

- ・第三回（六月二四日）……①所得税減税と消費税導入反対闘争、②農産物自由化問題、③労働時間短縮、④八九年参議院選挙対策、⑤労働戦線統一、⑥社会党の支持・拡大
- ・第四回（二月二四日）……①税制法案・リクルート疑惑にたいするとりくみ、②八九年春闘、③合同選対連絡会議設置

連合との協議

八八年一月二五日、社会党の山口書記長は連合の山田事務局長と連合発足後初の協議をおこない、両者は今後も定期協議を実施し、また必要に応じて実務者レベルによる政策協議をおこなうことで合意した。

五月三〇日、社会党の土井委員長、山口書記長らは国会内で連合の堅山会長、宇佐美会長代理、山田事務局長らと会談した。この日、連合側は公明・民社・社民連の各党とも会談したが、社会党との会談では、①税制改革・減税、②八九年参院選での野党協力、③労働界の統一などの問題で意見をかわした。また、九月五日に伊藤政審会長と連合の山田事務局長との会談がもたれ、山田事務局長から不公平税制の是正の早期実現について要請された。

連合議員懇への参加、二七議員

連合組織内議員懇談会は、八四年六月に全民労協組織内議員懇談会として発足し、八七年一月連合への移行にともなって改称された。この連合議員懇は、連合傘下組合出身の議員と連合との提携を目的に、連合による国会対策・政策制度要求闘争の一環として発足

をみたものであるが、八八年度においては労働界の統一、税制改革、労働時間短縮、育児休業制度などの問題でそれぞれ研究会を開催した。

なお、連合議員懇への社会党からの参加者は、八八年一二月現在、加藤万吉、上田哲、安恒良一、中村正男議員ら衆議院一七人、参議院一〇人の計二七議員である。

6 国際活動

代表団・調査団の派遣

社会党が八八年中に派遣した代表団・調査団のおもなものはつきのとおりである。なお、石橋前委員長を団長とする訪韓代表団は、金泳三統一民主党総裁の招きによるもので、社会党にとって初めてのことであった。

- ① 訪ソ代表団（五月四～二日、団長＝土井委員長）
- ② 東欧農業視察代表団（八月二九日～九月一四日、団長＝上野雄文）
- ③ 朝鮮民主主義人民共和国創建四〇周年祝賀代表団（九月六～一二日、団長＝山口書記長）

- ④ 日ソ特別委員会代表団（一〇月二一～二二日、団長＝対島孝且）
- ⑤ 訪韓代表団（一〇月二一～二六日、団長＝石橋政嗣）
- ⑥ 活動家訪中団（二月二五日～二三月三日、団長＝渋谷利久）

このほか、井上国際局長の社会主義インターナショナル理事会出席（五月二一～二三日）、金子副委員長の非核に関する国際会議出席

(東ドイツ、六月一九〜二四日)、久保田女性局長の社会主義インターナショナル幹事会出席(二月三〜四日)などがある。

外国代表団の来日

八八年中に社会党の招待で来日した外国代表団のおもなものは、つぎのとおりである。

① 中国共産党友好代表団(六月一四〜二四日、団長 朱良)

② ソ連共産党活動家代表団(七月一〜一八日、団長 コワレンコ)
このほか千葉県本部の招待でソ連共産党カリーニン州委員会の代表団(九月一三〜一九日)、広島県本部の招待で同ボルゴグラード州委員会などの代表団が来日した。

4 公明党

1 一年間の動き

リクルート疑惑、公明党にも飛び火

八八年は公明党にとって試練の年であった。そのひとつは、リクルート疑惑にたいして、公明党現職代議士の弟で本部職員の関与が明らかになったことである。

一月二日、東京三区選出の池田克也代議士は公明党本部労働局主任の実弟をともなって記者会見し、弟の譲氏がファーストファイナンス社からの全額融資でリクルートコスモス株五〇〇〇株の譲渡を受け、八六年一月に売却して約一〇〇〇万円の利益をあげていた事実を明らかにした。池田代議士は、同日責任をとって中央執行委員と副書記長の辞任を申し出、一月四日の中央執行委員会了承されるとともに次期衆院選での公認も取り消された。

田代議員、砂利船収賄で逮捕

一月一八日、参院大阪選挙区選出の田代富士男議員は砂利船転用に関連して全国砂利石材転用船組合連合会から謝礼としての現金一〇〇〇万円をふくめ、政治資金名目等で計七〇〇〇万円を受けとった疑いで大阪地検特捜部から取り調べを受けた。同議員はただちに離党届けを提出し、参院議長に辞表を郵送した。公明党の国会議員が収賄を問われるのは初めてのことである。この日、公明党は緊急中執委を開いて離党届けを受理するとともに矢野委員長が記者会見して陳謝した。また、大阪地検特捜部から起訴された一月三一日には大久保書記長が、大阪地裁で第一回公判が開かれた七月一八日には矢追広報局長が、それぞれ「事件を厳粛に受け止める」旨の談話を発表した。

池田創価学会名誉会長批判の表面化

一九六七年に公明党が衆院に初めて進出して以来連続八回当選の大橋敏雄代議士(福岡二区選出)は、「創価学会と公明党を私物化している」として、池田大作創価学会名誉会長の退陣を求める手記

を、五月一〇日発売の月刊誌『文芸春秋』六月号に発表した。現職の公明党国会議員が創価学会の最高指導者を公然と批判したのは初めてで、党の内外に大きな波紋を呼んだ。

これにたいして、六月六日、公明党中央統制委員会は金銭の不正授受や女性問題を理由に大橋議員を、現職国会議員としては結党以来初の除名処分にした。

また、大橋議員に同調した藤原行正都議についても除名処分が検討されたが、結局、公明党都議団は除名請求を見送り、静観することになった。

■ 公明党と創価学会、定期連絡協議会を設置

大橋衆院議員の手記発表とその除名を契機に、公明党と創価学会の「政教分離問題」が再燃した。これに関連して、矢野委員長は、八八年六月一四日の第六〇回中央委員会の質疑のなかで、それまで必要に応じて開かれてきた創価学会との連絡協議会について、「今後は定期的な形にして、国民に今こうい話をしていると発表する形に運営を変える」と表明した。他方、秋谷栄之助創価学会会長も、この日、「今後は、定期的な『連絡協議会』を設置するよう、党と話し合いたい」との見解を明らかにした。

七月二九日に聖教新聞社の会議室で開かれた初の連絡協議会には公明党側から矢野委員長ら八人、創価学会側から秋谷会長ら八人が出席し、八九年の参院選や都議選への支援、党の基本路線、政策などについて意見交換がなされた。この連絡協議会は原則的に二カ月に一回程度開かれることになっていたが、八八年中に開かれたのはこの一回だけであった。

■ 矢野委員長、「明電工事件」で疑惑

八八年一二月九日付け『朝日新聞』は、巨額の脱税が摘発された「明電工事件」の中瀬古被告が八八年一月におこなった一〇億円の株取引で株を購入した名義人のなかに、矢野公明党委員長の現秘書二人と元秘書一人の名前があることを報道した。一二月一〇日、矢野委員長はこれを虚偽だとして、名誉毀損罪で朝日新聞社を告発した（八九年三月二三日取り下げ）が、一二日に記者会見し、明電工関連会社であるカロリナ社の株を担保に元秘書からあずかった二億円を石田明電工専務に融資する仲介を自宅でおこなった事実を明らかにした。

道義上の責任を指摘する声にたいして、委員長は一二月一七日の神奈川県本部大会でのあいさつで、政治献金の党管理や個人後援会の廃止など一連の不祥事にたいする再建策を示して全党的な議論を呼びかけ、一二月二八日の中央執行委員会では「党政治倫理確立と党改革委員会」（委員長＝大久保書記長）の発足が決まった。

2 組織・機関紙・財政

■ 党員数、二二万三〇〇〇人

公明党の党員数は、八五年の第二三回大会で「一八万三〇〇〇人」、八六年の第二四回大会で「一九万三〇〇〇人」、八七年一二月の第二五回大会では公称二〇万人であった。八八年一二月の第二六

一〇万円(六・二%)で七一六三万円の増、寄付・交付金六億七三七万円(五・四%)で一億一七七三万円の減などとなっている。

3 大会・中央委員会

(1) 中央委員会

第五九回中央委員会

八八年三月九日、公明会館で開催された第五九回中央委員会であ
いさつした矢野委員長は、現職参院議員が逮捕された「田代問題」
について、「公明党議員に対する警鐘であったと痛感する」とのべ
るとともに、庶民の声を代弁する戦いを再スタートしようと呼べ
た。また、衆参ダブル選挙には断固反対の姿勢を表明するととも
に、重ねて野党四党の参院選比例区名簿一本化の重要性を訴えた。
さらに、減税の実施について「これは野党の結束の勝利」であると
しながら、恒久財源については「キャピタルゲイン課税に加えて、
法人の含み資産を再評価し、その適正な課税によって十二分にまか
なえる」とのべ、「今後も引き続き大型間接税導入阻止のため厳し
い覚悟で臨んでまいる所存」との決意を表明した(全文は『公明新
聞』八八年三月一〇日付)。

第六〇回中央委員会

八八年六月一四日、公明会館で開催された第六〇回中央委員会

あいさつした矢野委員長は、まず「大橋問題」についての掘り下げ
た討議を要請し、ついで参院選・都議選への対応について、統一名
簿実現への努力とあらゆる状況に対応できる選挙態勢を整える必要
性を強調した。また、大型間接税導入のための臨時国会召集には反
対であるとの考えを示すとともに、「厳しい覚悟」を改めて明らか
にした(全文は『公明新聞』八八年六月一五日付)。

質疑応答のなかでは、大久保書記長が、大橋衆院議員を支援する
藤原都議について、都議会公明党の議員総会の結果などを見守って
いきたいとのべ、「政教分離」の路線をさらにすすめていく決意を
表明した。また、矢野委員長も創価学会との連絡協議会設置の意向
を表明した(質疑の要旨は『公明新聞』八八年六月一六日付参照)。

第六一回中央委員会

八八年九月二〇日、公明会館で開催された第六一回中央委員会
あいさつした矢野委員長は、最初に「心から天皇陛下のご病気のご
回復を願ひ、一日も早くお元気になられますことをお祈り申し上げ
る」とのべたのち、「田代事件」「大橋・藤原問題」などに言及し、
改めて遺憾の意を表明するとともに、「公明党は生まれ変わり、一
から出直す意味で」、「再出発の日にしたさねばならない」との決意
を表明した。そして、その再出発にあたり、①庶民の側に立った政
治の実現、②福祉社会の実現、③核兵器廃絶と世界平和の推進の三
点を基本方針とすることを確認した。また、臨時国会への対応につ
いては、消費税導入のための会期延長反対を改めて表明した(全文
は『公明新聞』八八年九月二二日付)。

(2) 第二六回全国大会

■ 矢野委員長、社公協力の見直しを示唆

大会は、八八年一月二九日から二日間の日程で東京・千代田区の九段会館で開かれ、代議員総数五三五人中四八〇人が出席した。

大会の冒頭、あいさつに立った矢野委員長は、「本大会の最大の懸案は、公明党の存在意義を再確認することであり、一から出直す覚悟で、新たなスタートを誓い合う」ことだと強調し、「具体的には、第一に、あくまでも庶民の側に立った政治をめざす、第二に、福祉社会の実現をめざす、第三に、核兵器の廃絶と世界平和の推進の三点を、党活動の最も基本的な方針といたしたい」と訴えた。

臨時国会に関して、委員長は論戦を振り返り、「今後、原則として審議拒否はしない」ことを党是とすることを確認したい」と提案した。また、このあいさつのなかで、野党間の協力問題にふれた矢野委員長は、「審議拒否などに固執し、自らの主張を一方的に他党に押しつけるがごときことであれば、公明党は今後そうした協力関係について慎重に受け止めざるを得ません」とのべ、暗に社公協力関係を見なおすことを示唆して、注目された。

活動方針で断念が表明された「統一名簿」構想については「政策の合意が重要」との認識を示し、活動方針でまったくふれられていない「連合主導型の無党派共同推薦候補の擁立」については「各県本部の主体的判断を尊重しつつ、考慮」するとして、これまでの黙殺を改めて、ややふくみを持たせた（あいさつ全文は『公明新聞』八八年一月三〇日付）。

■ 大会経過

大会は、議長団選出、矢野委員長あいさつなどのあと、来賓として出席した山口社会党書記長・塚本民社党委員長・堅山連合会長・黒川総評議長・鈴木東京都知事の祝辞、国民会議メンバーの紹介、祝電披露がおこなわれた。なお、公明党大会に社会党の代表が出席したのは、前年についてこれで二回目である。

第一日目の午後は、「活動方針」「重点政策」「昭和六三年度予算」「活動報告」がそれぞれ趣旨説明され、二つの分科会に分かれて討議がおこなわれた。

第二日目は、分科会審議が続行されたのち、第一分科会では「党活動方針」と「党務報告」が原案どおり可決されたが、「党活動方針」が「思いやり予算」はやむを得ないとしていたのにたいして、沖縄県本部の代議員から「基地被害に苦しむ住民の立場を十分理解して、対応せよ」との要望が出されたため（『公明新聞』八八年一月二日付）、「いままで党政策審議会内にあった『基地問題特別委員会』を発展的に改組し、新たに『基地被害調査および防止対策等特別委員会』（仮称）を設置する」などの付帯決議が採択された。第二分科会では、「重点政策」のうち、コメ・農業政策が一部修正のうえ可決（詳しくは「4 政策・方針」の項を参照）された。この結果は本大会で追認され、ついで「消費税導入に断固反対し、国民のための税制改革を推進する決議」など六件の大会決議案が採択された。

中央委員の承認のあと、任期二年の本部役員を選出に移ったが、立候補者が定数にとどまったため、投票によらず起立採決で矢野委員長以下の本部役員が選出された。

役員、副書記長と中央委員の増員

第二六回全国大会で選出・承認された本部役員、および大会終了後開かれた中央執行委員会で決定した常任企画委員、副書記長、各局長の氏名は以下のとおりである（カッコ内の新は新任、その他は留任）。なお、副書記長は五人から六人に、中央執行委員は二九人から三三人に増員され、実弟へのコスモス株譲渡のために辞任した池田克也代議士の後任と増員分の副書記長計二人は、ともに党職員が起用された。

▽委員長 矢野絢也、▽副委員長 石田幸四郎（財務委員長兼任）
・浅井美幸・多田省吾・伏木和雄、▽書記長 大久保直彦、▽副書記長 矢追秀彦・塩出啓典・二見伸明・神崎武法（国際局長兼任）
・笠間肇（新、事務総局長兼任）
・土師進（新、公明新聞総局長・出版局長兼任）、▽国会対策委員長 市川雄一、▽選挙対策委員長 長田武士、▽政審会長 坂口力、▽常任企画委員 渡部一郎・大野潔・黒柳明・三木忠雄・坂井弘一・権藤恒夫、▽広報局長 西中清（新）、▽宣伝局長 田端正広、▽総務局長 小原敏男（新）、▽公明新聞編集局長 橋本立明（新）、▽中央執行委員 峯山昭範・鳥居一雄・鶴岡洋・及川順郎・橋本辰二郎（以上新）
・近江己記夫・草野威・岩館衛、以上の三三人が中央執行委員、▽経理局長 岡田克司（新）、▽業務局長 橋元隆雄（新）、▽制作局長 辺見弘（新）、▽組織局長 花井啓悦（新）、▽議会局長 小宮山哲郎（新）、▽青年局長 木内良明、▽婦人局長 刈田貞子、▽教育局長 小宮実（新）、▽国民運動局長 安河内勝陸（新）、▽中小企業局長 森本晃司、▽農林水産局長 水谷弘（新）、▽国民生活局長 渡部

通子、▽労働局長 前橋通雄（新）、▽文化局長 山形欣孝（新）、▽環境保全局長 金井俊和（新）、▽高齢化社会対策局長 鈴木勝（新）、▽政審事務局長 小山修史、▽選対事務局長 栗田直明（新）、▽最高顧問 竹入義勝

4 政策・方針

八九年活動方針

第二六回大会で採択された「活動方針」は、①新たな決意で力強い前進を、②二大政権勢力時代に向かって、③「二一世紀トータルプラン」で輝ける快適社会（グッドライフ）をめざそう、④平和と軍縮をめざして、⑤庶民の側に立った党活動の展開という五章からなっている。前年との比較では、第三章が付け加えられている点が特徴である。

活動方針はまず、「田代事件」「大橋・藤原問題」への「おわび」をのべ、「新たな決意で力強い前進を開始する」ことを訴えた。野党共闘については、院内共闘の面で「総じては順調に推移してきた」としつつも、「参議院比例区選挙の統一名簿」づくりの面では、「事実上断念せざるを得ない状況」であり、「時期の熟することを心から期待する」としている。参院選での選挙区協力については「極めて困難」だと消極的姿勢を示している。連合政権論議についても、自助努力と党内の体勢がためを呼びかけると同時に、これまで同様、「大枠としての社公民」実現と、「二大政権勢力時代の到来」

のための努力をも強調している。また、「米軍駐留経費の日本側負担」については、「日米経済関係」の変化や「日本人従業員の待遇および雇用の安定にも役立つ」という理由から、「日本側が負担することもやむを得ない」と理解を示している（全文は『公明新聞』八年一〇月一六日付参照）。

なお、連合が提唱している参院二四選挙区での革新無所属候補の擁立問題については、重点区にあげられている東京選挙区で競合するための方針から削除されたという（『朝日新聞』八八年一〇月一六日付）。

■ 八九年重点政策は、エネルギー・税制改革など六つの柱

第二六回大会で採択された「重点政策」は、①高齢化社会への対策、②教育政策、③環境政策、④エネルギー政策、⑤税制改革、⑥コメ・農業政策の六つを柱としている。このなかでとくに注目されるのは「エネルギー政策」「税制改革」「コメ・農業政策」である。

「エネルギー政策」では、省エネルギー・資源リサイクル、新エネルギーの研究開発を強力に推進し、将来の展望として原子力発電に依存しない体制をめざすとして、初めて長期目標としての脱原発をかかげるとともに、さしあたっては既存・新設の原発の安全性をよりいっそう確保するよう主張している。

「税制改革」については、不公平是正と総合課税の再構築に重点をおいた「税制改革基本法」の制定を訴え、消費税の導入を柱とする政府の税制改革法案に反対し、資産課税を適正化するための「証券取引カード制」を提案している。

「コメ・農業問題」では、八七年の第二五回大会でコメの政府全

量管理から部分管理への移行構想についての意見が対立し、継続審議となった（詳しくは『日本労働年鑑』第58集四〇二ページ参照）。このため、食管制度の部分管理への移行をふくむ前年の政策がそのまま大会に再提出された。しかし、再び農村部の代議員から強い反対が出たため、部分管理構想を将来の課題とし、食管制度の基本的変更については生産者代表委員をふくむ「臨時食管制度審議会」（仮称）という新たな政府諮問機関の設置を求めたうえで具体化するとの修正がおこなわれた。

■ 八八年度予算修正要求

公明党は、八八年二月一九日、総額二兆九〇〇〇億円の減税をふくむ「六三年度予算修正要求」を発表した。おもな内容は、①基礎控除や給与所得控除引き上げなどによる所得税減税、②住宅・パート減税など政策減税の拡充、③老齢福祉年金の改善、私費留学生への学習奨励費の拡充など、福祉施策および教育対策の拡充、④防衛費の削減、⑤資産課税の強化、などとなっている。

■ 「土地基本法(案)要綱」発表

八八年一月四日、坂口政審会長は、①基本原則、②計画の作成、③供給の促進、④関連税制の軽減措置、⑤土地評価制度の一元化、⑥情報システムの確立など、一二項目を柱とする「土地基本法(案)要綱」を発表した。

■ 税制改革案の発表

八八年七月二三日、公明党独自の税制改革案が発表されたが、そ

の骨子は、①総合課税制度の再構築のために新たに「納税者番号制度」を導入する、②法人への資産課税を強化する「土地増価税」を創設する、③不公平税制是正によって三兆二〇〇〇億円の所得・住民税減税を実施する、となっている。

また、八月五日、矢野委員長は公明党独自の「税制改革基本法（要旨）」を発表した。同法は、目的・要旨・手順など二五項目からなっている。

■ パート労働法検討のためのパート全国調査の実施

八八年八月一五日～九月末日、公明党政策審議会の婦人問題特別委員会（委員長＝坂口政審会長）と婦人局（局長＝刈田参院議員）は、全国主要都市の六〇〇〇人を対象に、婦人党員が個々のパートに直接面接する実態調査を実施した。このような全国の実態調査は三年前に労働省が実施しただけで政党としては初めてである。五六三二人の有効回答を得た調査結果は一月一九日に発表された（概要は『公明新聞』八八年一月二四日付参照）が、これにもとづいて「パート労働法」の検討を進めていくとしている。

5 労働組合との関係

■ 労働運動にたいする方針

第二六回大会で採択された八九年活動方針は、「Ⅱ、二大政権勢力時代に向かって」の「二、『連合』政権への展望を拓くために」

のなかで一項をもうけ、「2、労働戦線統一の進展」についてふれている。ここでは、連合の地方組織づくりの動きに関して、都道府県本部がその動向を把握し、「十分な意思の疎通が図れるよう、日常の交流を深める必要」が指摘され、「労働戦線統一の動き」については、「この方向を公明党は高く評価するとともに、今後とも友好関係を深めていく」との方針が示され、労働界の統一にあわせて、「野党共闘の強化、政界再編成に向かってひきつづき努力する」ことが明らかにされている。

また、「Ⅴ、庶民の側に立った党活動の展開」の「三、党活動の展開」のなかでも労働運動に関連する活動方針として「6、労働運動との提携」という項があり、①労組との友好・信頼関係を継続、②働く人々の生活と権利の擁護、③県本部労働局の整備と活性化という三本の柱が示されている。

■ 労働局・組織対策委員会合同会議

労働局（権藤恒夫局長）と組織対策委員会（三木忠雄委員長）は、八八年四月七日に東京・関東・東海道（矢野委員長・石田副委員長らも出席）、四月二三日に九州方面（三木組織対策委員長・権藤労働局長が出席）、五月二七日に北海道、六月七日に中部・北陸・信越七県の各都道府県本部労働局・組織対策委員会の合同会議を開催した。

■ 連合との会談・懇談で野党統一名簿への協力を要請

八八年二月一六日、連合との初めての懇談会がおこなわれ、連合側から定期協議開催の要請があり、首脳協議の年二回開催と政策・制度をめぐる実務者協議の随時開催が双方で合意された。五月三〇

日にも公明党と連合との首脳会談が国会内で開催され、八九年夏の参院選挙を中心とした国政選挙や、税制改革への対応などについて意見交換がなされた。このなかで矢野委員長は、野党統一名簿構想への連合の理解と協力を要請した。

■ 総評との懇談・大会への出席

八八年二月二日、総評との定期協議が開催され、双方は、①大型間接税導入阻止に全力をあげること、②不公平税制の是正、減税実現など予算修正のたたかいをすすめることについて合意した。また、矢野委員長は「公明党と労組、文化人で政策を懇談する会」構想について、①連合の発足にともない、これまでの総評、同盟との定期協議に代わるものとして懇談する会を設けたい、②混乱を招くことがあってはならないのであわてずに準備を進めたい、③協議という堅苦しいものでなく、公明党の政策についても申す会という形でよいと説明し、総評は全面的な協力を約束した。

また、矢野委員長は、二月四日に総評第七八回臨時大会へ、七月二六日に同第七九回定期大会へ、それぞれ来賓として出席してあいさつした。

■ 全通・ゼンセン同盟との協議・会談

八八年四月二二日、矢野委員長は都内で開かれた全通との定期協議に出席し、参院選比例代表区での野党統一名簿構想、郵便貯金資金の地方還流、春闘、労働時間短縮、労働戦線統一問題などについて意見を交換した。

また、九月二一日、矢野委員長は衆院議員会館内でゼンセン同盟

の芦田会長・高木書記長ら新執行部と会談した。これには、市川公明党国対委員長とゼンセン同盟前会長の宇佐美連合会長代理が同席した。

■ 労働組合大会への出席

公明党の代表が出席してあいさつをのべた労働組合の大会などは、つぎのようなものがある。

- ①資源労連第二四回定例全国大会（三月）、②全通第四二回定期全国大会、③電機労連第三六回定期大会（以上、七月）、④建設同盟第一一〇回年次大会、⑤自治労第五四回定期大会（以上、八月）、⑥電力労連第三五回定期大会、⑦自動車総連第一七回定期大会、⑧鉄産総連第三三回定期大会、⑨ゼンセン同盟第四四回定期大会、⑩鉄鋼労連第七九回定期大会、⑪交通労連第二五回定期大会（以上、九月）、⑫全電通第一〇二回中央委員会、⑬全建総連第二九回定期大会（以上、一〇月）、⑭海員組合第四九回定期全国大会、⑮連合第一二回中央委員会（以上、一一月）

6 国際活動

- ① 八八年四月一〇日から一〇日間、矢野委員長を団長とする公明党第七次訪米団がワシントン・ニューヨーク等を訪問し、ブッシュ副大統領、シュルツ國務長官らと会談した。

- ② 一〇月一三〜一六日、石田副委員長と山田国際局長が韓国

を訪問し、金泳三・金大中・金鐘泌の三野党党首らと懇談した。
③ 四月九く二二日、公明党と日中学术交流協議会（日中學術協）の招待で、第三次「中国社会科学者代表团」（团长江流マルクス主義学院教育長）が来日した。

④ 一〇月、公明党の招待でC・アイトマートフ・ソ連作家同盟幹部会書記らが訪日した。

5 民社党

1 一年間の動き

リクルート疑惑、塚本委員長も関与

リクルート疑惑については、民社党からも塚本委員長と田中慶秋代議士の関与が明らかとなった。とくに塚本委員長については、八年六月三〇日に、リクルートコスモス五〇〇〇株の譲渡が報道され、七月一二日の中央執行委員会で塚本委員長は秘書の関与を認め、七月一四日、同委員長は株売却益が自分の口座に振り込まれていたことを公表した。田中代議士（神奈川四区選出）については、一〇月二七日、五〇〇〇株の譲渡が判明し、同日夜、田中代議士は事実を認める記者会見をおこなった。

なお、民社党は「遅ればせながら」（小沢国対委員長）、七月二八日、「リクルート問題等証券取引に関する特別委員会」（委員長米沢政審会長）を設置して、民社党としてのリクルート問題の真相解明に向けての体制をととのえた。

塚本委員長にたいする辞任要求の表面化

塚本委員長のリクルート疑惑への関与が明らかになるにつれて、その政治責任を追及する声も強まってきた。疑惑が表面化した直後の七月初めと二月一六日の二回、佐々木前委員長が辞任を進言し、一〇月一日には民社党神戸連合会大会で辞任要求の決議案が提出された。一二月三日にも川崎市議団が同様の決議文を党本部に提出し、以後、東京・三多摩地方議員団、茨城県連、長崎県連、鹿児島県連、福岡県二区連も辞任要求決議などを採択した。一二月二七日にも、友愛会議が挙党体制の確立など五項目の申し入れをおこなうなどの動きがあり、一二月三〇日の衆参両院議員団総会で、塚本委員長は自らの責任問題について年明け早々に三役で協議したいと述べた。結局、八九年二月の党大会を前に、塚本委員長は委員長選に立候補しないことを表明し、第三四回大会で永末委員長、米沢書記長の新体制が発足した。

税制改革問題への対応

八八年四月二二日午後、塚本委員長は新型間接税法案について「相手の出方を見つつ、その時点で考えたい」と語り、具体的な対応については今後の出方しだい、内容によっては柔軟な対応もありうるとの考えを明らかにした。また、塚本委員長は、六月一五日、

①八八年度所得税減税は抜本改革と切り離して臨時国会冒頭で処理する、②不公平税制は正のための与野党協議の場を設定して徹底的に論議する、③行財政改革の中期計画と高齢化社会の医療・年金のあり方などの「福祉ビジョン」を策定するという「塚本三条件」を示した。臨時国会最終盤では「三条件はほぼ満たされた」として審議に応じ、十一月一五―一六日の自民党との交渉によって、消費税の半年間の弾力的運用などの成果を得たとして一六日の衆院本会議に出席し、政府原案に反対、修正案に賛成（公明党も同様）した。

2 組織・機関紙・財政

■ 党員数、九万三〇〇〇人

民社党の党員数は、新聞報道によれば、八六年六月の「九万一〇〇〇人をピークに減りつづけ、八七年三月末には八万七〇〇〇人までに落ち込んだが、その後微増に転じ」、八八年一月末現在で「八万八一五〇人」とされた（『朝日新聞』八八年二月一六日付）が、八九年二月の第三四回全国大会では、「八八年一二月末実績」で「九万三三五三名（達成率九三・四％）」と報告されている（『党務報告』）。

なお、民社党はこれまで同じ家族のなかでの二人目の入党者から党費を半額にするなどの措置をとってきたが、第三三回大会で新たに、定年退職した党員の党費を三分の一に軽減する「シルバー黨員制」を設置した。また四月二三―二四日、青年隊第二二回全国代表者会議が開かれ、青年隊の発展的解散と青年部結成が決定された。

■ 機関紙、一五万台で停滞

民社党中央機関紙『週刊民社』の部数は、八六年に「一八万部を超え」（第三二回大会「党務報告」）、八七年には「二〇万部達成の報告がでないのは残念」（第三三回大会「党務報告」というところまでいったが、八七年末には二〇万の目標にたいして達成率「七八％」（第三三回大会「党務報告」）、部数約一五万六〇〇〇部と後退した。その後もこの水準は変わらず、「八八年一二月末実績」では、一五万六四八二部（達成率七八・二％）と報告されている（第三四回大会「党務報告」）。

なお、機関誌『Kakushin』の部数は、「八八年一二月末実績」で「二万一七八五部」である（同前）。

■ 定期刊行物の一覧

民社党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

- ① 中央機関紙『週刊民社』（週刊タブロイド版二二ページ）一部九〇円、一カ月三五〇円
- ② 月刊誌『Kakushin』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
- ③ 政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
- ④ 『自治レポート』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
- ⑤ 英文情報誌『ミンシャトー・インフォメーション』（年六回）

■ 財政、収入総額大幅減の二億円

民社党が自治省に提出した八七年分の収支報告によれば、収入額

は一六億六八一六万五七四円で、前年繰越額四億三二〇二万五九九六円を加えた収入総額は二一億一九万一六七〇円である。前年とくらべて収入額で一九億四七五七万円、収入総額で一七億七三四二万円の大減である。この大幅な減少は、前年には衆参同時選挙があったのにたいし、この年には統一地方選挙以外大きな選挙がなかったことによる。

収入の内訳では、例年どおり、寄付が五億三五七万八九〇〇円（収入にたいする割合は三〇・二％）と最も多く、ついで立法調査費三億四二〇万円（一八・二％）となっている。寄付の五八・七％にあたる二億九五五二万円は民社党の政治資金団体である政和協会からのものである。その他の主な団体寄付としては、同盟からの一億円、ゼンセン同盟からの一一五二万円などがある。

機関紙誌の発行その他の事業による収入は五億二七三万八千円（三一・六％、六五七九万円の増）だが、このうち『週刊民社』からの収入は二億九二六四万円（二七・五％）で、前年比七二二万円の増、月刊誌『Kakushin』からの収入は八一五九万円（四・九％）で一八九八万円の減となっている。なお、前年なかった「パーティー事業」という費目が再び登場し、九八五七万円の収入をあげている。

党費・会費収入は三億三三四万円（一八・二％）で、七九八万円の減、納入人員八万七九九五人で、前年より八九八人の減であった。

一方、支出総額は一六億七〇二三万五八五一円で、前年より一七億七三三四万円の大幅減となった。内訳では、人件費がもっとも多く四億二九七四万円（二五・七％）で一六八万円の増、ついで機関紙誌の発行事業費が三億三一九〇万円（一九・九％）で一六五二万円の増、例年もっとも多い地方組織等への寄付・交付金は三億一七八

四万円（一九・〇％）で一億九七三九万円の大幅減、組織活動費が一億九二六一万円（一一・五％）で四九六〇万円の増となっている。

なお、民社党の政治資金団体である政和協会の八七年度の収入は七億八三一六万一九五四円（前年比二億五六九五万円の減）で、前年繰越額一億二八三六万五八四〇円を加えた収入総額は九億一一五二万七九四円で、前年とくらべて九億九三四四万円の減とほぼ半分になった。収入の九九・七％にあたる七億八〇七八万円は企業や経営者団体・業界団体などからの寄付によるものであり、東証正会員協会の三一九〇万円、歯科医師政治連盟の二一〇〇万円、損害保険協会の一五〇〇万円、トヨタ自動車の一一四〇万円、セメント協会・全国相互銀行協会・東レ・化学繊維協会・自動車工業会の一〇〇〇万円などがめだっている。

他方、支出のかなりの部分を占めるのが民社党への寄付・交付金二億九五五二万円であり、支出総額四億六九一九万円の六三・〇％にのぼっている。

3 大会・中央委員会

(1) 第三三回全国大会

■ 塚本委員長、税制改革論議で二段階方式を提唱

第三三回全国大会は、八八年四月二一～二三日、東京・九段会館

で開催され、本部役員・代議員など約六〇〇人が参加した。

塚本委員長は冒頭あいさつのなかで、まず同盟解散・連合結成後の状況にふれ、「深刻な事態であると、率直に告白」したうえで、「友愛会議にひきつがれた同盟の魂と行動力が、文字どおり発展的にひきつがれていくこと」、「新たな状況を踏まえ、わが党の労働対策も一層の強化に努め」ることなどを強調した。

ついで「本年度の課題」として、①税制改革、②生活先進国づくり、③国政選挙の必勝体制づくりの三点をあげ、第一点についてはゆがみ・ひずみの是正をおこなったのちに間接税論議に入るという二段階方式を提唱し、この「是正をないがしろにしたまま、大型間接税導入を強行するとすれば、われわれは断固反対してたたかう」との決意をのべた。第二点目については、この運動は、「政策の党としてのわが党が真価を発揮する運動であるばかりでなく、『連合』を中心とする労働組合の政策制度要求を先取りする運動でもある」として、「強力に推進する」ことを訴えた。第三点については、「同盟解散という新たな状況のもとで、党の存在価値が問われる、文字どおり背水の陣でのたたかい」であるとして、選挙準備の強化をうながした。

■ 大会経過

大会第一日目には、塚本委員長のあいさつのあと、公明党矢野委員長・社民連江田代表・連合堅山会長・友愛会議宇佐美議長・民社党と語る会磯村英一座長・民社研小松雅雄議長があいさつをおこなった。このあと、党務報告などが承認されたのち、八八年度運動方針、組織活動方針、重点政策などの議案が提案され、分科会に付託

された。

第二日目は午前中、①運動方針、②組織活動方針・予算、③政策の三分科会に分かれて討議がおこなわれ、午後、運動方針・組織活動方針・重点政策を全会一致で決定し、「税制の抜本改革推進に関する決議」など六本の決議と、大会宣言（決議・宣言の全文は『週刊民社』八八年五月六日付参照）を採択して閉会した。税制改革についての決議は「拙速を避け、慎重に国民合意の形成を図り、抜本的税制改革に取り組みねばならぬ」、「改革の手順と国民合意を無視した税制改革は、断じて容認できない」とのべ、大会宣言も「政府・自民党の拙速なやり方に断固反対するとともに、もし強行しようとするならば、国民に信を問う解散・総選挙を強く要求する」として対決姿勢を打ち出した。

■ 役員改選なし

第三三回大会では役員選挙はおこなわれず、現在の役員は第三二回大会で選出されたものである。

なお、大会前日の四月二〇日、都道府県連、支持団体の代表者会議で三役の信任投票を求める声があがり、当日朝の中央執行委員会でも話題になったが、結局、信任投票はおこなわれないことで決着した。

▽中央執行委員長 塚本三郎、▽副中央執行委員長 永末英一、
▽書記長 大内啓伍、▽中央執行委員 安倍基雄・荒瀬修一郎・池畑英雄・伊藤英成・岡田正勝・小川泰・小沢貞孝・河村勝・神田厚・栗林卓司・小淵正義・坂大哲之助・三治重信・田中慶秋・田淵哲也・玉置一弥・中井治・永江一仁・中野寛成・中村弘・西

村章三・藤井恒男・藤原勝・柳沢鍊造・吉田之久・米沢隆、▽統制委員長Ⅱ滝沢幸助、▽統制委員Ⅱ青山丘・大松明則・川端達夫・北橋健治・小山善次郎・菅原喜重郎・戸部卯吉・中田一郎・西村寿紀・部谷孝之、▽会計監査Ⅱ伊藤郁男・木下淳美・鈴木道明・中田昌秀・山本悌二郎、▽常任顧問Ⅱ春日一幸・小平忠・佐々木良作・中村正雄、▽顧問Ⅱ天池清次・稲富稜人・滝田実・竹本孫・村尾重雄・門司亮・和田耕作

4 政策・方針

■ 八八年度運動方針、野党協力四原則を明示

運動方針は、「基本政策で断絶のない『二大政治勢力による政権交代体制』の確立」を「大目標」にかかげ、「旧態依然たる自民党政治の補完勢力になることなく、また、無原則な野党連合をはかることでもない」として、「一定の原則に立つ」連合をめざしている。

自民党に代わりうる「新政治勢力」については、①憲法の基本理念の堅持、②社会的公正の追求と生活水準の向上をめざす先進国づくり、③自由世界の立場に立つ外交・防衛政策と世界への貢献、④官僚依存、利益誘導型政治の打破、⑤国民政党としての性格という五つの原則を打ちだし、長期的には「共産党を除くあらゆる勢力との連合の可能性を持つ幅広い路線を指向」（『朝日新聞』八八年二月一日付）することを明らかにした。

当面、野党協力については、①自民党のおごりと政治的・政策的暴走のチェック、②国民の利益を具体的に前進させるための政策協力、③政策協定にもとづく選挙協力、④基本政策の一致を前提とする政権問題や新たな政治勢力結集問題へのとりくみという四原則を初めて明らかにしたうえで、「非現実的政策路線をつづける一部の野党を中心とする政権交代」を拒否するとして、社会党の政策転換を求めている。

■ 八八年度重点政策として「七大政策」を提示

重点政策は、先に提起した「生活先進国ビジョン」をふまえ、これを「国民の生活水準を経済大国の実質にふさわしいものとするための改革策」と位置づけ、①不公平税制是正と大幅減税、②新たな経済・産業基盤の確立、③「高齢化社会の基本構想」づくり、④地価高騰の抑制と国土の均衡ある発展、⑤新たな状況に対応した農林水産政策の確立、⑥教育改革と文化政策の充実、⑦世界平和への貢献と日本の安全確保という「七大政策を提示」している。

このうち、税制改革については、原則課税を主張している株売却益について「株取引の顧客カード」（仮称）の導入を提唱し、物品税についても見直しを求め、新型間接税の拙速な導入には反対している。

また、農業政策では、「自由貿易体制に適合できる農業の構造改革」を初めて打ち出し、条件付きで自由化を容認する姿勢を示した。食糧制度については、自主流通米の段階的拡大、流通体制への競争原理の導入、管理経費の削減等による食糧会計の改善等が提起されている。ここでは、自主流通米の比率として、「七割」の数字

が原案で盛り込まれていたが、『農村派』の反発で削除された」（『朝日新聞』八八年三月二十八日付）という。

■ 新農業政策の検討

八八年二月一六日、民社党が検討している新しい農業政策「国際協調と国内農業発展の両立を目指して」が農業先進国ビジョン小委員会に提示され、その内容が明らかになった。これによると、基本的には農産物貿易の原則自由化論に立ち、食糧制度については今後五年間で現在四割の自主流通米を七割として流通体制に競争条件を導入し、その後五年間で政府米以外を原則自由米とするという方向を打ち出している。これは、第三三回大会に、「農業先進国ビジョン委員会中間報告」として提出された。

■ その他の政策

以上のほか、民社党が八八年中に発表したおもな政策としては、つぎのようなものがある。なお、そのすべては『政策と討論』に掲載されている。

- ① 海外勤務者の生活環境改善と地位向上のための提言（一月五日）、
- ② 昭和六三年度予算修正要求大綱（二月一九日）、
- ③ 与野党政策担当者による税制協議における我々の提案と見解（三月二四日）、
- ④ 生活先進国をめざして（四月二三日）、
- ⑤ 税制改革問題にたいする民社党の態度（七月二二日）。

5 労働組合との関係

■ 労働運動に関する運動方針

八八年度運動方針は、「連合」について二つの項でふれている。第一章第二項「『連合』の結成とそれへの対応」では、「民主的労働運動の一大勝利」として「『連合』の結成を高く評価」し、「『連合』との間に信頼と協力の関係を構築していく」ことが明らかにされている。第三章第一項「『連合』をはじめとする民主的労働運動との提携強化」では、さらに具体的に定期協議の開催など三項目の方針を打ち出している。

■ 労働運動に関する五項目の組織活動方針

労働運動については、組織活動方針でもふれられている。第二章「民主的労働組合との連携」では、①三役・幹部懇談の定例化、実務者レベルの連携強化、党・労組国対連絡会議の定例開催など「連合及び友好産別との連携強化」、②各産別関係議員や政審・労働・組織局によるきめ細かな対応、「産業別特別委員会」や「日本の産業と雇用を守る国民運動本部」の活動など「政策・制度要求への即応態勢の確立」、③日常的連携の緊密化など「友愛会議及び加盟・支持団体との会議の定例化」、④「県同盟、地区同盟との連携強化」、⑤「労働対策特別委員会の機能強化と県労働対策特別委員会の設置促進」の五項目について、具体的な方針が打ち出されている。

る。

旧同盟系組合・総評系組合との拡大協議

八八年二月二日、民社党国会対策委員会は、これまでの旧同盟系組合に総評などの一部組合も加えた組合との拡大協議をはじめて開催した。協議では、民社党側が税制改革への方針を説明したのに対して、組合側から、改革案の内容を見きわめたいうで対応するとして塚本委員長が発言について「方針がグラグラした印象を与えるのは好ましくない」との注文が付き、党側から二月一日の幹部会議で基本方針を再確認したことが説明された。

党・同盟合同ブロック会議

党勢拡大運動の中間集約と各都道府県同盟の協力で選挙対策のいっそうの推進をはかるために、党本部・友愛会議・党県連・地方同盟代表者の出席で、党・同盟ブロック会議が以下のように全国八ブロックで開催された。この会議では、拡大運動と友愛会議の「衆・参選挙対策と具体的要綱」についてなどの選挙対策のほか、連合地方準備会の動向と労働対策の強化についても協議された。

- ①北海道・東北ブロック（七月一三～一四日）、②関東ブロック（七月四日）、③東海ブロック（七月二五日）、④北陸ブロック（七月二六日）、⑤近畿ブロック（七月一日）、⑥中国ブロック（八月二九日）、⑦四国ブロック（七月二三日）、⑧九州ブロック（八月三～四日）。

民社党と語る会の活動

民社党は労働局を主管として、「民社党と語る会」の活動に協力。

支援している。この「語る会」は八七年一二月に発足したが、会員数が二〇〇人に達し、八八年六月には「税制改革シンポジウム」、九月には「不公平税制を正すシンポジウム」を開催した。

6 国際活動

社会主義インター関係

八八年五月九～一二日、マドリッドで開かれた社会主義インター理事会（三九政党、七四諮問・友好組織から一八〇人参加）に、永末副委員長（社会主義インター副議長）、田口国際局事務局長が参加した。

六月三～五日、ストックホルムで開かれた社会主義インターナショナル環境委員会・ストックホルム会議に民社党代表として江浪久（電力労連・政策局原子力部長）、田口国際局事務局長が参加した。

一二月四～七日、パリで開かれた社会主義インター理事会（五一政党から一八〇人参加）に、永末副委員長、伊藤国際局長、田口国際局事務局長が参加した。

海外への代表派遣

八八年六月一～一六日、塚本委員長を団長とする第二次訪韓代表団が七年ぶりに韓国を訪問し、盧泰愚大統領や野党党首らと会談した。

六月一三～二二日、民社党代表団がカナダのトロント、バンクーバーを訪問し、カナダ新民主党と交流した。

6 日本共産党

1 一年間の動き

■ リクルート疑惑で関与議員の氏名を公表、責任追及

リクルート疑惑にたいして、かわりをもたなかったのは共産党と社民連だけであり、共産党は真相の究明と責任の追及に積極的にとりくんだ。共産党は、八八年七月四日、「汚職・脱税問題調査追及委員会」（委員長・橋本敦参院議員）を設置し、七月一二日には、総理府汚職・明電工・リクルート疑惑の全容解明のため第一次証人喚問一人のリストを発表した。その後も、聞き取り調査や一〇月一日の宮沢蔵相本人をふくむ九人の新しいリストの公表などをおこない、一二月二二日にはリクルートコスモスの「還流株」を譲り受けていた一八人の新たな氏名を公表するなど、疑惑解明に向けての活動をつづけた。

■ 社会党の評価をめぐる日ソ両党間の協議

八八年五月二～六日、不破副議長、金子書記局長など六人の日本共産党代表団がモスクワを訪問し、五月四日、不破—ゴルバチョフ

両党首脳会談が開催された。これは、三月と四月の両党定期協議で懸案とされた、日本社会党の評価をめぐる意見のちがいを調整するためのものであった。

しかし、日本側の批判にたいしてゴルバチョフ書記長は「書面で回答する」と答え、問題の決着は再び持ち越されることになった。この約束にもとづいて、六月一四日、ソ連共産党中央委員会は社会党との交流に「ソ連と日本との間の関係における善隣の形成の重要な要素を見えています」とした書簡を届けた。日本共産党中央委員会は、これにたいして「各国の人民の闘争の合法的発展を重視し尊重する見地、即ち、科学的世界観である史的唯物論による原則的見地が全く見られない」と批判する返書を送った（ともに全文は『赤旗』八八年七月一九日付参照）。

■ 朝鮮半島政策で、方針転換

共産党は、韓国での盧泰愚新政権の発足とソウル五輪を契機に朝鮮半島政策での方針転換をはかった。八八年八月二二日、『赤旗』五輪取材記者四人への韓国入国査証（ビザ）が発給され、共産党員のはじめての公式訪韓が実現することになった。これにつづいて、九月八日、村上委員長は「朝鮮問題についての日本共産党中央委員会常任幹部会の見解」を発表して、①「日本政府が南北両政権のいずれをもそれぞれの実態に即して承認すること」、②「略称」の問題では、朝鮮民主主義人民共和国を「北朝鮮」、大韓民国を「南朝鮮」と呼ぶ、③「二月の盧泰愚新政権の発足で」「議会制民主主義の実質を一定程度そなえた体制が実現した」などの見解を明らかにした（『赤旗』八八年九月九日付）。

また、九月二七〜三〇日、「スポーツを愛する議員の会」(九月九日発足、社会党を除く四五人が参加)に属する共産党・革新共同の議員四人が、はじめて韓国を訪問した。その後、宮本議長は三中総での挨拶のなかで、南北朝鮮のクロス承認と国連同時加入を認めるとの方針に転換する考えを示し、「さらに朝鮮半島政策に柔軟な方針を打ち出したものとして注目」(『朝日新聞』八八年十一月一日付夕刊)された。

■ 公安調査庁によるビデオ盗み撮りの発覚

八六年十一月に共産党国際部長宅の盗聴事件が発覚した東京都町田市で、八八年一月一四日、今度は斎藤勇共産党市議宅で電話機に取り付けられた盗聴機が発見された。また、国際部長宅盗聴事件にたいしては、四月二七日、検察審査会が異議を申し立てたが、一月一五日、東京地検は再調査のあと、再び三人の警察官を不起訴処分にした。さらに、十一月一六日、共産党は、公安調査庁職員が共産党本部正面のマンションから本部に出入りする人たちを長期間ビデオで盗み撮りしていたとして、公安調査庁職員らを公務員職権乱用罪と業務妨害罪で東京地検に告訴し、捜査が開始された。

■ 参院大阪補選で共産党候補が当選

八八年二月二八日投票の参院大阪選挙区の補欠選挙で、共産党の吉井英勝候補は、四五万五〇六四票(得票率三五・五%)を獲得し、自民・社会両党の候補者を破って当選した。一議席を争う参院補選での共産党候補の当選は、一九七三年の同じ大阪での沓脱候補の当選以来一五年ぶりのことである。

■ 昭和天皇の戦争責任問題と共産党

八八年九月一九日に天皇が吐血して重体におちいり、以後死去する八九年一月七日まで、異様な「自粛」「記帳」運動が展開された。共産党は、天皇の美化、元首化をはかるものであり、憲法に規定された象徴天皇制の逸脱と国民主権原則への違反であるとして、このような動きを批判するとともに、機関紙などで天皇の戦争責任を追及する論陣をはり、地方議会での「快癒決議」にも反対した。

■ 役員改選なし

八八年中に共産党の大会は開かれず、役員改選もなかった。現在の役員は、八七年一月二五〜二九日の第一八回大会で選出されたものである。なお、第三回中央委員会総会で、阪本英夫中央委員が幹部会委員に補充された。

▽中央委員会議長 宮本顕治、▽中央委員会副議長 不破哲三、▽幹部会委員長 村上弘、▽書記局長 金子満広、▽幹部会副委員長 上田耕一郎、
・戎谷春松・小笠原貞子・瀬長亀次郎・高原晋一、▽常任幹部会委員 宮本顕治・不破哲三・村上弘・金子満広・上田耕一郎・戎谷春松・小笠原貞子・瀬長亀次郎・高原晋一・緋田吉郎・市川正一・宇野三郎・桑原信夫・小島優・小林栄三・白石芳朗・立木洋・西井教雄・浜武司・宮本忠人・吉岡吉典、▽准常任幹部会委員 荒堀広・沢田肇・定免政雄・田中弘、▽幹部会委員 緋田吉郎・阿部泰・荒堀広・市川正一・上田耕一郎・上田均・宇野三郎・浦田宣昭・戎谷春松・大村進次郎・小笠原貞子・諸方靖夫・金子満広・河邑重光・聰濤弘・木島宏・木村昭四郎・工藤晃・桑原信夫・小泉初恵・小島優・小林栄三・紺野純一・佐々木季男・佐々木一司・佐々木陸海・沢田肇・定免政雄・白石芳朗・菅生厚・瀬長亀次郎・高原晋一・立木洋・田中昭治・田中弘・津田孝・寺前巖・中島武敏・中村宣夫・新原昭

治・西井教雄・西沢舜一・根保幸栄・浜武司・浜野忠夫・林百郎・藤本美代・古堅実吉・不破哲三・堀井孝生・増子典男・松本善明・宮本顕治・宮本忠人・村上弘・山手毅・山中郁子・吉岡吉典・若林暹

2 組織・機関紙・財政

■ 党員数、四九万人で停滞

現在の綱領路線を確立して以来一貫して増加をつづけてきた共産党の党員数は、八五年の第一七回大会時に「初めて前大会を下回った」(『朝日新聞』八七年一月二七日付)が、八七年一月の第一八回大会では「約四九万人」(村上委員長の「結語」と、過去最高の水準に達した。その後、一進一退を繰り返し、八八年末現在でも、四九万人と変わっていない(電話での問い合わせによる)。

■ 機関紙「赤旗」、三〇〇万部に落ちこむ

共産党の中央機関紙『赤旗』には、日刊誌と日曜版がある。これを合計した数は、八〇年二月の第一五回大会で三五三万部のピークに達して以来減少し、三百数十万部の水準にとどまってきた。八七年一月の第一八回大会では前回大会時の水準を八万六〇〇〇部上回ったものの、依然として「三百数十万」と報告されている。八八年五月の二中総では「逆に二七万部余が後退するという重大な事態にある」(幹部会報告)と報告されているが、「桑原信夫書記局次長(党建設委員会責任者)によると、昨年十一月時点で約三三〇万部だっ

た『赤旗』の部数は、今年四月一日時点で三〇〇万部強に落ち込んだ」(『朝日新聞』八八年六月六日付)という。

なお、電話での問い合わせには約三〇〇万部との回答があった。

■ 定期刊行物一覧

共産党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

- ① 中央機関紙『赤旗』(日刊、一六ページ)一部七〇円、一カ月二〇〇〇円
- ② 同『赤旗日曜版』(週刊、二〇ページ)一部一三〇円、一カ月五〇〇円
- ③ 同『赤旗』学習・党活動版(週刊)一部四〇円、一カ月一五〇円
- ④ 同『赤旗』評論特集版(週刊)一部三〇円、一カ月三〇〇円
- ⑤ 理論政治誌『前衛』(月刊)一部五〇〇円
- ⑥ 『理論政策』(月刊)価格不定
- ⑦ 『暮らしと政治—議会と自治体—』(月刊)一部四五〇円
- ⑧ 『あすの農村』(月刊)一部四五〇円
- ⑨ 『月刊学習』(月刊)一部二五〇円
- ⑩ 『女性のひろば』(月刊)一部二五〇円
- ⑪ 『グラフ』(こんにちは—日本共産党です—)(月二回刊、A B版五〇ページ)一部一四〇円、一カ月二八〇円
- ⑫ 『世界政治—論評と資料』(月二回刊)一部三〇〇円
- ⑬ 『点字赤旗』(月刊)一部二〇〇円
- ⑭ 『赤旗縮刷版』(月刊)一部四四〇〇円
- ⑮ 『赤旗写真ニュース』(月二回刊)非売品

財政、収入総額二八五億八〇〇〇万円第一位

共産党が自治省に提出した八七年分の収支報告によれば、同党中央本部の収入額は二六二億二二九万二〇四円（前年比二五億三七九九万円の増）で、一三年連続で他政党を上まわった。第二位は自民党の一四九億九二二七万円、第三位公明党、第四位社会党、第五位民社党、第六位社民連の順番で、各党の順位は七六年以降変わっていない。なお、共産党の収入額に前年繰越額二三億八〇五三万七五八四円を加えた収入総額は二八五億八二八万七七八八円で、前年とくらべて一億四四四九万円の減となった。

この年の収入が前年を上まわったのは共産党だけであったが、その大部分は「機関紙誌の発行その他の事業」によるもので、内訳は『赤旗』などの新聞関係が二二二億四六一九万円（収入にたいする割合は八一・一％）で前年比二五億一八八二万円の増、ついで書籍関係の収入が一四億九〇四一万円（五・七％）で二三五五万円の減、『前衛』などの雑誌関係が一〇億七九九七万円（四・一％）で九六八六万円の減、これらに、「赤旗まつり」や「人民大学」をふくめた「機関紙誌の発行その他の事業による収入」は二四一億九六九二万円（九二・三％）である。

党費・会費収入は一二億一三七三万円（四・六％）で二〇四九万円の増である。ただし、中央本部に納入されるのは、党費の一五％なので、実際の総額は八〇億九一五三万円になる。納入人員はのべ数で三五八万六八〇八人、一カ月平均にすると二九万八九〇一人になり、前年よりのべ数で六万三八一八人の減、月平均五三一八人の減である。なお、寄付はすべて個人からのもので、二億四三六四万

円（〇・九％）と前年より三八四三万円の減であった。

共産党の支出総額は二六〇億二五八九万六八一三円で、前年より三億二〇八八万円の減である。内訳では、機関紙誌の発行事業費が一七〇億四五二九万円（六五・五％）で前年比七八三七万円の減、ついで地方組織等への寄付・交付金が四二億一八二二万円（一六・二％）で六億五三八二万円の増、人件費が二八億六九二二万円（一〇・〇％）で三億一九一三万円の増などとなっている。

3 大会・中央委員会総会

八八年中に開かれた中央委員会総会は、第二〇三回（八七年一月の第一八回大会以降の通算）の二回であり、大会は開催されなかった。

第二回中央委員会総会

八八年五月二六〇二八日に党本部で開催された総会では、宮本議長が冒頭発言、村上委員長が幹部会報告をおこない、国際問題と党建設をふくむ国内問題の二つに分けて討論がなされた。冒頭発言のなかで宮本議長は、大型間接税導入の動きにたいして、「もしこれを強行するならば国民に信を問えと、その際の解散、総選挙を要求しているのは議会制民主主義からみて当然のこと」とのべるとともに、ソ連軍のアフガニスタンへの軍事介入について「社会主義の大義にまったく反する明白な大きな政治的誤り」だったと指摘し、ソ連による「社会党美化」を批判した（全文は『赤旗』八八年五月二八

日付参照)。また、幹部会報告のなかで、村上委員長は大型間接税阻止のたたかいにふれて、「新大型間接税断念か、解散・総選挙かという局面においつめることは、全党の緊急な課題」だとのべて、総選挙準備を本格的にはじめる考えを明らかにした(全文は『赤旗』八八年五月二十九日付)。討論では、のべ八〇人が発言した。

第三回中央委員会総会

八八年一月一〇〜一二日に党本部で開催された総会では、宮本議長があいさつを兼ねた冒頭発言をおこなったのち、①「消費税とリクルート疑惑をめぐる国会内外の闘争について」、②「天皇問題での主権在民原則の擁護のたたかについて」、③「国際問題について」、④「党の隊列の強化ときたるべき選挙にたいして」、⑤「党大会決定と機関紙活動について」の各議題ごとに報告がおこなわれた。討論ではのべ七八人が発言し、最後に宮本議長も発言した。

総会では、八八年一月一〇日の衆院税制問題特別委員会での自民党単独強行採決にたいして、「公約違反の消費税導入とリクルート疑惑かくしのための暴挙に抗議し、竹下内閣打倒、国会解散・総選挙のために決起しよう」との声明が採択され、阪本英夫中央委員が幹部会委員に補充された。

4 政策・方針

新大型間接税に徹底反対の政策提起

八八年一月二一日、金子書記局長が記者会見して、党中央委員会

に「新大型間接税反対闘争本部(本部長 上田耕一郎副委員長)」を設置したと発表した。これ以降、共産党の新型間接税反対運動は本格化し、「竹下内閣は公約を守れ、さもなくば主権者国民に信を問え」との要求を基本に、政府税調の「素案」撤回と作業中止、消費税の家計への影響についての大蔵省試算への批判、不公平税制の真の是正等についての政策をあいっいで発表した。この問題について共産党が発表したおもな政策は、以下のとおりである。

- ① 竹下内閣は公約を守れ、さもなくば主権者国民に信を問え——
- 常任幹部会(三月二六日)、② 政府税調の「素案」撤回と作業中止を求め、申し入れ——
- 国会議員団(四月八日)、③ 高齢化社会は立派に支えられる——
- 経済政策委員会(五月一六日)、④ 大蔵省の試算はごまかし——
- 経済政策委員会(六月一六日)、⑤ 国民的大運動で、公約違反の消費税をかならず粉砕しよう——
- 常任幹部会(七月一九日)、⑥ 不公平税制の真の是正のために——
- 経済政策委員会(八月二六日)。

ゴルバチョフの「新しい思考」を批判

環境破壊や核戦争の危険など地球的規模のさまざまな問題を「人類的価値」のある問題であり、これらを最優先するべきだとして「新しい思考」を強調するゴルバチョフ書記長等の主張を、共産党は「各国人民の闘争の軽視、否定という点で未曾有かつ広範」であり、「レーニン死後の最大の誤り」(第三回中央委員会での宮本議長の冒頭発言)だと、繰り返し批判した。この批判に関連して『赤旗』などに発表された論文等には、以下のようなものがある。

- ① 「新しい思考」はレーニンのか——不破哲三『赤旗』評論特集版

九月二六日付)、②レーニンの見地と階級闘争抑制論——聴濤弘(一〇月一日付)、③レーニンの社会発展法則の洞察の歪曲——新原昭治(『赤旗』評論特集版一〇月一〇日付)、④レーニンの名による史的唯物論の放棄——不破哲三(一〇月三二・三三日付)、⑤核兵器廃絶の課題とそれぞれの国の社会進歩の課題との関連について——宇野三郎(『赤旗』評論特集版十一月一四日付)、⑥「人類的価値優先」の名で科学的社会主義と社会民主主義との差異を曖昧にすることはできない——小原耕一(『赤旗』評論特集版十二月五日付)、⑦ゴルバチョフ書記長の国連演説が示したもの——西口光(二月二七・二八日付)。

政局に関連した政策・方針

この間に共産党が発表した政局関連の政策や方針のおもなものは以下のとおりである。

①一九八八年度予算についての組み替え提案——国会議員団(二月二二日)、②「総理府汚職」事件、「明電工」事件、「リクルート疑惑」等の証人喚問を要求する——国会議員団(七月二二日)、③臨時国会の強行を糾弾する——国会対策委員会の声明(七月一八日)、④「リクルート疑惑」の全容解明のため、第二次分として竹下総理大臣をはじめ関係政治家の証人喚問を要求する——国会議員団(八月一九日)、⑤天皇の「代替り」にともなう諸儀式に関する申し入れ——中央委員会・国会議員団(十一月八日)、⑥内閣総辞職、解散・総選挙の実現へ総力をあげて奮闘する——国会議員団の声明(二月二七日)。

その他の政策・声明・論文

以上のほか、この間に共産党が発表したおもな政策等には、つぎのようなものがある。

①盧泰愚韓国大統領の就任について——金子書記局長の談話(二月二五日)、②週休二日制と土曜閉庁(三月二七日)、③育児休業制度の確立のための日本共産党の提案(三月二九日)、④大学の反動的再編を先導する「総合研究大学院大学」創設に反対する——文教委員会(四月三日、四月五日)、⑤「新テスト」の中止を要求する——文教委員会の見解(六月一〇日)、⑥エイズ患者・感染者のための緊急対策について——日本共産党・革新共同(九月一六日)、⑦行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法案にたいする抜本的修正案大綱——日本共産党・革新共同国会議員団(一〇月三一日)、⑧カンボジア問題とその解決の原則についての日本共産党中央委員会常任幹部会の見解(十一月二五日)、⑨国鉄清算事業団職員の雇用、JRの安全確保、サービス改善について——国会議員団(十二月六日)。

5 労働組合との関係

労働運動にたいする方針、統一労組懇の強化を訴える

共産党の労働組合に関する方針については、第二回中央委員会総会での村上委員長の幹部会報告でふれられている。このなかで村上

委員長は、「階級的ナショナルセンターの確立は、まさに歴史的課題」だとして「統一労組懇の強化」を訴え、「そのセンター的機能の強化と一〇〇〇の地域統一労組懇の確立など」を援助すること、「政党支持の自由の確立のためのたたかい」を進めること、「積極的な路線論争、政策論争をおこな」い、「階級的ナショナルセンター確立の大義を労働者の確信にし、自覚を高めていくこと」、そのために、「かちとるべき政治目標と計画を確立し、必要な体制をとって、系統的にとりくむこと」を強調した（『赤旗』八八年五月二十九日付参照）。

■ 労働運動に関する政策・声明・論文

八八年に共産党が労働組合・労働運動に関して発表した政策・方針としては、つぎのようなものがある。

- ① 反核・平和運動と労働運動を妨害する総評と全ソ労評の「議定書」の立場（二月八・九日）、② 地域統一労組懇の前進を——『赤旗』主張（二月一〇日付）、③ メーカーの変質策動に反対し歴史と伝統を守ろう（三月一〇日）、④ 低額要求、低額回答の意味するもの——『赤旗』主張（四月八日付）、⑤ 大型間接税反対をはじめ生活と民主主義擁護、核兵器の廃絶、日米軍事同盟廃棄のため、今こそ広範で力強い共同をつよめよう——第五九回メーカーにあたって・日本共産党中央委員会（五月一日）、⑥ 「産業報国会」への道を許さず、大型間接税粉碎へともに・メーカー中央大会での村上委員長あいさつ（五月一日）、⑦ 「連合」への吸収・合併めざす総評、官公労協の「統一ナショナルセンター」論の欺瞞（五月二十八日）、⑧ 選択をめぐる激動期——総評大会を終わって——『赤旗』主張（七月

三一日付）、⑨ 歴史的事業の達成と国民的役割の発揮を——統一労組懇の二二・一八総決起集会での村上委員長のメッセージ（二月二十八日付）、⑩ 歴史的事業達成への大きな一歩——『赤旗』主張（二月二十九日付）。

■ 全国労働組合理長会議の開催

共産党は、八八年四月二四・二五日、熱海市の伊豆学習会館で全国労働組合理長会議を開催し、労働組合運動の当面の諸課題を討議した。会議では、荒堀広労働局長が「階級的ナショナルセンターの確立を展望した労働組合運動の当面の諸課題」について報告した。

■ 統一労組懇総会へのあいさつ

八八年八月一九日、金子書記局長は東京・北区公会堂で開かれた統一労組懇八八年度年次総会に出席し、「いま統一労組懇が『左派組合』、『純中立』、『連合』にいかない多くの労働組合と共同行動を積極的に進め、これを土台にこの総会方針が『ナショナルセンター確立の準備会』の方向を打ち出していることは新しい発展であり、これが今後どのように前進するか内外から大きく注目されています」とあいさつをのべた（要旨は『赤旗』八八年八月二〇日付参照）。

■ 労働組合大会への出席

共産党の代表が出席してあいさつした労働組合の大会には、つぎのようなものがある。

- ① 新聞労連第七一回臨時大会（一月）、② 民放労連第六五回臨時大会、③ 全農協労連第五四回臨時大会（以上、二月）、④ 日高教第六

八回特別大会(三月)、⑤日高教第六九回定期大会、⑥通産労第一
 一回定期全国大会(以上、六月)、⑦全法労協第二回定期総会、⑧
 福祉保育労組第三回定期全国大会、⑨全医労第四二回定期全国大
 会、⑩日教組第六五回定期大会、⑪全印総連第三七回定期全国大
 会、⑫国労第五二回定期全国大会、⑬民放労連第六六回定期大
 会、⑭全司法第四四回定期大会、⑮全農協労連第五五回定期大
 会、⑯全基労第四五回全国大会(以上、七月)、⑰建設一般全日自
 労第五二回定期大会、⑱自治労第五四回定期大会、⑲国公労連第
 二六回定期大会、⑳全建労第四四回定期大会(以上、八月)、㉑運
 輸一般第二二回定期大会、㉒全労働第三一三回定期大会、㉓全通産
 第五二回定期大会、㉔生協労連第二二回定期大会、㉕全損保第四
 五回定期全国大会、㉖全国検数労連第一九回定期全国大会(以上
 九月)、㉗自交総連第一一回定期大会(一〇月)。

6 国際活動

代表団等の海外派遣

八八年一月一四〜二五日、不破副議長を団長とする代表団が、イ
 ンドとデンマークを訪問。

四月一八〜二三日、日ソ両党継続定期協議のため、上田副委員長
 を団長とする代表団がソ連を訪問。この定期協議は三月につづくも
 のとして、四月一八〜二二日に開かれ、日本側は上田副委員長、ソ
 連側はドブリニン国際部長が団長を務めた。

五月一〇〜一九日、荒堀広労働局長は引間博愛統一労組懇常任代
 表委員などとともに、労働問題の研究・交流のために英・仏・伊を
 訪問。

一〇月一六〜二九日、緒方靖夫国際部長は国際円卓会議に出席す
 るためユーゴスラヴィアを訪問した。

海外代表団の来日

八八年三月一四〜二二日、日ソ両党定期協議のためにソ連共産党
 代表団来日。三月一五〜一八日、第二回定期協議開催。日本側団長
 は不破副議長、ソ連側団長はアフアナシェフ中央委員・プラウダ編
 集長。この定期協議は、八四年一二月の共同声明にもとづくもの
 で、八六年八月のモスクワでの会談以来二回目にあたる。

六月二八〜三〇日、アンヨニオ・ルッピ国際部長を団長とするイ
 タリア共産党代表団が来日。

【参考資料】〈日本社会党関係〉①日本社会党中央本部機関紙局『社会新
 報』、②同『月刊社会党』、③日本社会党政策審議会『政策資料』、④政策
 構想研究会『政構研レポート』、⑤社会党労働局『中央労対ニュース』、⑥
 社会党を支持し強める会『強める会情報』、⑦『日本社会党第五三三回定期
 全国大会報告集』、⑧『日本社会党第五四回定期全国大会報告集』。

〈公明党関係〉①公明党機関紙局『公明新聞』、②同『公明』。
 〈民社党関係〉①民社党本部『週刊民社』、②同『Takushin』、③民社党
 政策審議会『政策と討論』、④『民社党第三三三回全国大会』党務報告・資
 料、⑤『民社党第三四回全国大会』党務報告・資料。

〈共産党関係〉①日本共産党中央委員会『赤旗』、②同『理論政策』、③同
 『前衛』。

以上のほか、『総評第七九回定期大会各局報告書』、『朝日新聞』、『日経
 新聞』、『週刊労働ニュース』、『新聞月報』などを利用した。